経済産業省

「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）」関連資料

大学・研究機関における
安全保障貿易管理に関する事例集
［医歯薬系大学編］

令和７年５月

経済産業省
安全保障貿易管理課

はじめに

医歯薬系大学に求められること

- **医歯薬系大学やバイオ・ライフサイエンス系**の大学・機関では、共同研究やMTA（Material Transfer Agreement）に加えて、公開論文で使用されるリサーチマテリアルの提供依頼が頻繁に発生するなど、特に外為法における**「貨物の輸出」が多い**傾向にあります。
- 他にも、医歯薬系大学における輸出管理では、以下の点を留意する必要があります。
  - 大学附属病院を有していることが多く、輸出管理のステークホルダーの範囲が他分野の大学に比べ広い。
  - 臨床系の医学部や歯学部では、装置や器具の修理に伴う輸出が多く、出入り業者や代理店に任せきりになるケースが多い。
  - 遺伝資源の利益配分（ABS：Access and Benefit-Sharingの「Benefit-Sharing」）の観点で、研究成果内容等の非金銭的利益を、海外の共同研究大学・機関に対して配分・還元することが求められる。
  - 創薬・医学研究分野は、基礎科学研究と医薬品開発の境界が曖昧であり、研究の進展に伴い判断を見直す必要がある。
  - 臨床試験・研究で扱う治療法や得られた知見は、生物兵器の利用や性能の高度化に繋がり得る未公開情報である可能性がある。
- 医歯薬系の研究においては、研究開始前に倫理審査を受けることが義務付けられており、これにより**研究内容を事前に把握することが可能**です。これらの取り組みを通じて、**輸出管理の効率化と法令遵守を図る**ことができます。
- また、海外遺伝資源の管理や感染症法への対応など、**輸出管理以外のリスクマネジメント対応業務と連動して運用**することで、**人員リソースの最適化、リスクの一元化、法令遵守体制の強化等が期待**できます。
- 法令違反のリスクを低減し、大学の研究活動を円滑に進める観点から、医歯薬系大学の特徴や留意すべきポイントを理解した上で、**自学の規模や専門領域に応じて体制整備や運用改善**を検討することが推奨されます。

本事例集の位置づけと構成

- 本事例集は、医歯薬系大学等が、その特性をふまえて適切に輸出管理を行う際のヒントとなるよう、国内大学の管理体制や運用の事例、注意を要する個別具体的な輸出管理事例等を紹介するものです。
- 医歯薬系大学を主な対象としていますが、理学・農学等のバイオ・ライフサイエンス系を持つ様々な大学等にも役立つ内容です。
- 本事例集を参考にしつつ、各大学等の状況に応じた適切な方法で輸出管理実務を行ってください。

本資料の構成

第1章	**ヒヤリハット事例**	医歯薬系大学で起こりうる、**ヒヤリハット事例とその対策**を紹介します。
第2章	**体制構築・運用上の工夫点やポイント**	輸出管理体制の構築およびその運用において、医歯薬系大学特有の課題や留意点をふまえて各大学が実施している**具体的な取組内容を紹介**します。
第3章	**該非判定の仮想事例**	医歯薬系大学で起こりうる、**該非判定を行うケースとその判定結果**を紹介します。

第１章　ヒヤリハット事例

掲載した事例の一覧

■ 第１章では、医歯薬系大学で起こりうる、**ヒヤリハット事例とその対策**を紹介します。

事例一覧

No	テーマ	事例概要
1	**容器や溶媒の持ち出し**	国際共同研究で化学物質を用いた試験研究を行うために、海外大学Yへの化学物質Pの輸出を継続的に行っている教員Xは、当該輸出に際して、化学物質Pのみの輸出管理申請を行った。しかし輸出管理担当部署が確認したところ、化学物質Pを入れる容器も同時に輸出（持ち帰らない）することがわかった。当該容器はニッケルを含有する合金を材料とするもので、該当品となる可能性があった。
2	**非毒性菌株の持ち出し**	教員Xが、細菌のゲノム配列の解析業務を海外に委託するため、数十株の細菌をリスト化して、学内の輸出管理手続きを申請した。そのなかに、ブチリカム菌（毒性は確認されていない菌株）があった。ブチリカム菌（毒性が確認されていない菌株も含む）は、リスト規制の改正により新たに経済産業大臣による許可が必要となっていたが、教員が毒性がないため非該当であると考え「非該当品」として学内の輸出管理手続の申請を行った。
3	**プラスミドの持ち出し**	リスト規制の改正により、規制対象となるウイルスについては、病原性への関与を問わず、あらゆる遺伝子が許可対象となっていたが、教員Xはこれに気付かずに、水疱性口内炎ウイルス（Vesicular stomatitis virus）の遺伝子を持つプラスミドを、「非該当品」として、学内の輸出管理手続きの申請を行った。
4	**海外での臨床試験の実施**	新たな薬や医療機器が国の承認を得るためには3段階の臨床試験を行う必要がある。今般、A大学の教授Xが開発したエボラ出血熱の新しいワクチンは、日本国内で第Ⅰ相臨床試験を完了したのちにアフリカのB大学と共同で第Ⅱ相臨床試験を実施することとし、Xは試験用ワクチンをB大学と協力して現地で製造することとした。当該ワクチンは将来的に医療用として使用されることを想定しており、臨床試験自体は現地の規制当局から正式な許可を取得していたため、Xは輸出管理の対象外と判断し、貨物輸出の事案として事前確認シートを輸出管理部署に提出した。
5	**医薬品開発と基礎科学研究の境界①**	X大学の教員Yは、新規化合物Aの特定疾患に対する生物学的活性を研究していた。輸出管理部署では、機微技術調査を通じてYの研究を基礎科学分野に該当すると判断していたが、ある日、海外研究機関からYに「医薬品開発を視野に入れた」共同研究の提案があり、Yから産学連携部署あてに共同研究契約等の締結の相談があった。X大学では、普段から安全保障輸出管理に関する部署間の連携等に取り組んでいたため、産学連携部署から輸出管理部署に対し本件情報が共有された。
6	**医薬品開発と基礎科学研究の境界②**	コレラ菌の腸内定着の作用機序（生物学的な仕組みや分子レベルのプロセス）を研究するA教授は、留学生の受入れに向けて輸出管理上の確認を行うこととした。Aは、コレラ菌が貨物等省令第2条の2の1項第二号で規制対象とされていることを確認したが、研究テーマ自体は外為令別表３の２項には該当せず、かつ特定の製品の設計や製造を目的としないものであることから基礎科学例外の適用が可能と判断し、輸出管理部署へ事前確認シートを提出した。

事例１：容器や溶媒の持ち出し

事例

国際共同研究で化学物質を用いた試験研究を行うために、海外大学Yへの化学物質Pの輸出を継続的に行っている教員Xは、当該輸出に際して、化学物質Pのみの輸出管理申請を行った。しかし輸出管理担当部署が確認したところ、化学物質Pを入れる容器も同時に輸出（持ち帰らない）することがわかった。当該容器はニッケルを含有する合金を材料とするもので、該当品となる可能性があった（別表第１第３項（２）２貯蔵容器）。

対処

輸出管理担当部署の審査の結果、容器はスペックを満たさず非該当品であったが、化学物質の輸出の際には容器に対する輸出管理も必要となることに注意が必要であると教員Xに伝えた。

原因

教員Xが、化学物質Pを入れる容器も輸出管理の対象であることを認識しておらず、化学物質Pのみを対象とする申請で十分であると誤解していた。

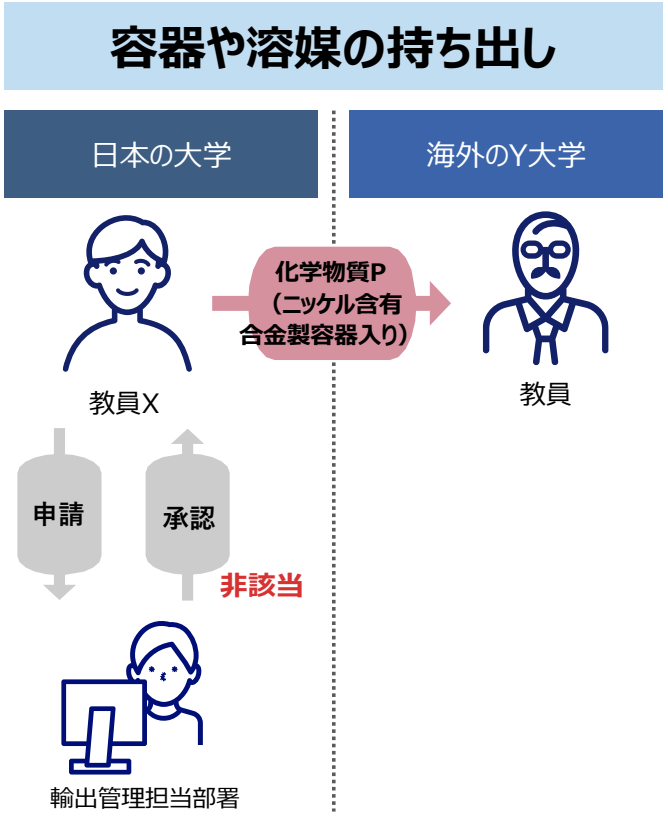

対策・アドバイス

- ✓ 化学物質や細胞のみならず、これらを入れる容器や溶媒も輸出管理の対象になります。
- ✓ スペックを満たさず非該当品となるケースもありますが、教員のみの判断に頼らず、輸出管理担当部署で適切に判断するようにしましょう。

事例２：非毒性菌株の持ち出し

事例

教員Xが、細菌のゲノム配列の解析業務を海外に委託するため、数十株の細菌をリスト化して、学内の輸出管理手続きを申請した。そのなかに、ブチリカム菌（毒性は確認されていない菌株）があった。ブチリカム菌（毒性が確認されていない菌株も含む）は、リスト規制の改正により新たに経済産業大臣による許可が必要となっていたが、教員が毒性がないため非該当であると考え「非該当品」として学内の輸出管理手続の申請を行った。（現在はボツリヌス神経毒素産生株であるブチリカム菌のみ該当。）

対処

輸出管理担当部署において最新法令（当時）を確認したところ、毒性がない菌株でも「該当品」であることが判明したため、経済産業大臣の許可を取得するまで輸出手続を中断するようXに指示した。

原因

教員Xは、毒性がないものは「非該当品」という認識（思い込み）を持っており、最新法令に即した判断をしていなかった。

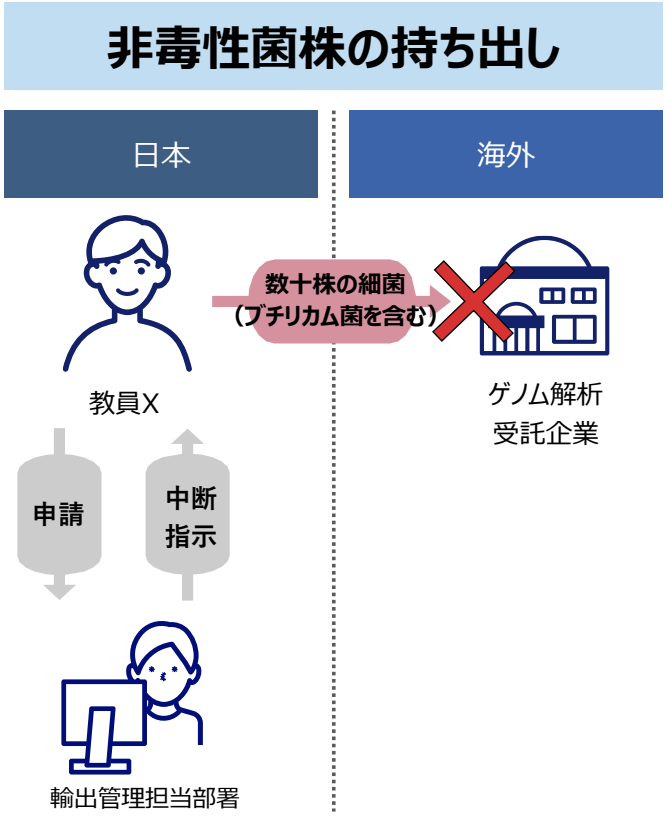

対策・アドバイス

- ✓ 該非判定の際には、都度、経済産業省のHPから最新の「貨物・技術のマトリクス表」をダウンロードして行うことを周知しましょう。法令改正の情報やマトリクス表は経済産業省のHP（http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html）に掲載されています。
- ✓ 同じ学名の細菌であっても毒素産生の有無がリスト規制で指定されている場合があります。菌の株によって毒素産生の有無が異なるため、微生物株保存機関や研究機関のデータベースも参照して情報を収集する必要があります。

事例３：プラスミドの持ち出し

事例

リスト規制の改正により、規制対象となるウイルスについては、病原性への関与を問わず、あらゆる遺伝子が許可対象となっていたが、教員Xはこれに気付かずに、水疱性口内炎ウイルス（Vesicular stomatitis virus）の遺伝子を持つプラスミドを、「非該当品」として、学内の輸出管理手続きの申請を行った。

対処

輸出管理担当部署では、リスト規制の対象となるウイルス、細菌、毒素等を特定した輸出令別表第１の３の２項（一）および貨物等省令２条の２第１号から５号のみならず、遺伝子を改変した生物と遺伝要素に言及した第６号も確認したことによって、病原性に関与しない遺伝子についても最新法令ではリスト規制対象であることがわかった。このため、経済産業大臣の許可を取得するまで輸出手続を中断するよう要請した。

原因

教員Xは、以前にも同じプラスミドを輸出したことがあり、リスト改正も認識していたが、以前は病原性に関与しない遺伝子は非該当であったことや、改正内容の確認が不十分であったことから、改正後も引き続き非該当であると思い込み、判断を誤った。

プラスミドの持ち出し

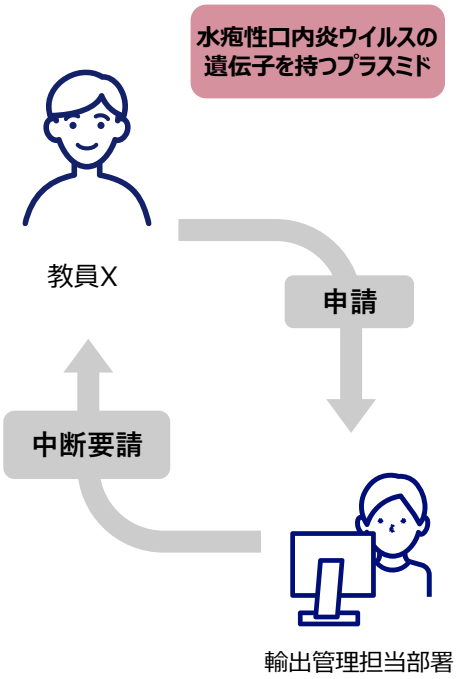

対策・アドバイス

- ✓ プラスミドは、研究において頻繁に使用され、研究現場に出回っているため、輸出管理手続は不要と思い込んでいる可能性があります。また、プラスミドに、該当する細菌・ウイルス等の遺伝子が挿入してある場合であっても、研究者が「プラスミド」や「合成した核酸配列」とだけ申告して、配列の情報元となった細菌・ウイルスについて申告せず、誤った判断を下す場合も懸念されます。
- ✓ 研究者にとって、法令の言い回し（リスト規制上の細菌・毒素・ウイルス等の名称）はなじみが薄く、改正を認識していても正しく解釈できていないことがあります。教員任せとせずに、必ず大学が輸出者として責任をもって当該貨物の該非判定の内容を確認してください。

事例４：海外での臨床試験の実施

事例

新たな薬や医療機器が国の承認を得るためには3段階の臨床試験を行う必要がある。

今般、A大学の教授Xが開発したエボラ出血熱の新しいワクチンは、日本国内で第Ⅰ相臨床試験を完了したのちにアフリカのB大学と共同で第Ⅱ相臨床試験を実施することとし、Xは試験用ワクチンをB大学と協力して現地で製造することとした。

当該ワクチンは将来的に医療用として使用されることを想定しており、臨床試験自体は現地の規制当局から正式な許可を取得していたため、Xは輸出管理の対象外と判断し、貨物輸出の事案として事前確認シートを輸出管理部署に提出した。

対処

輸出管理部署が内容を確認したところ、貨物等省令第2条の21項第一号および運用通達におけるワクチンの定義から、貨物としてのエボラ出血熱ワクチンは許可の対象外であることが確認できた。他方、B大学との共同試験の過程で、ワクチン製造の高度化に寄与しうる、研究途上の未公開技術の情報を提供予定であることが判明したため、技術提供の事案として経済産業省に許可申請を行った。

原因

貨物としてのワクチンそのものが規制対象外であっても、エボラ出血熱の未だ医療用に認可されていない未公開の治療法に関する研究上の知見は規制対象となりうる点について認識が欠けていた。また、大量破壊兵器に関連する技術を扱う場合を含めて、一般的に治療方法は規制対象外であるという誤解も一因であった。

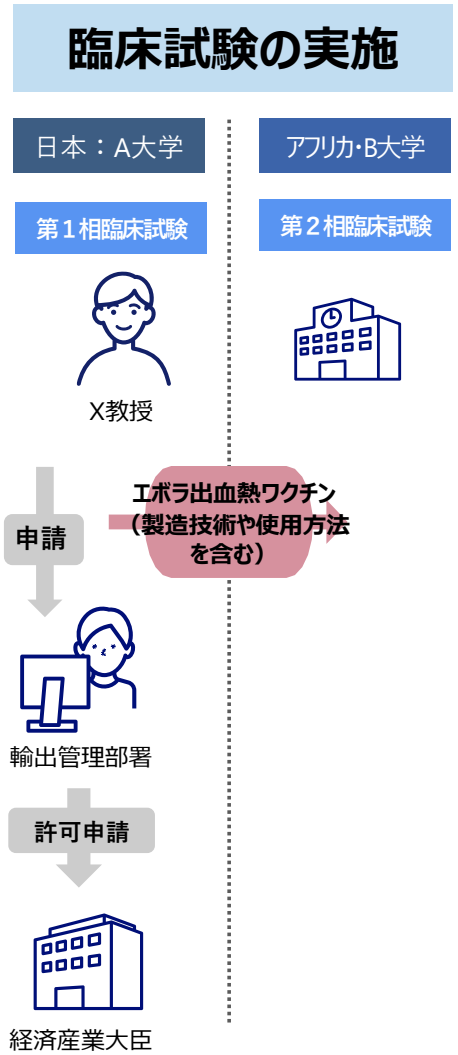

対策・アドバイス

✓ **感染症の治療方法は、逆の視点で見れば、生物兵器の利用や性能そのものの高度化につながります。そうした認識を研究者にも十分にもっていただくことが重要です。**

事例５：医薬品開発と基礎科学研究の境界①

事例

X大学の教員Yは、新規化合物Aの特定疾患に対する生物学的活性を研究していた。
輸出管理部署では、機微技術調査を通じてYの研究を基礎科学分野に該当すると判断していたが、ある日、海外研究機関からYに「医薬品開発を視野に入れた」共同研究の提案があり、Yから産学連携部署あてに共同研究契約等の締結の相談があった。
X大学では、普段から安全保障輸出管理に関する部署間の連携等に取り組んでいたため、産学連携部署から輸出管理部署に対し本件情報が共有された。

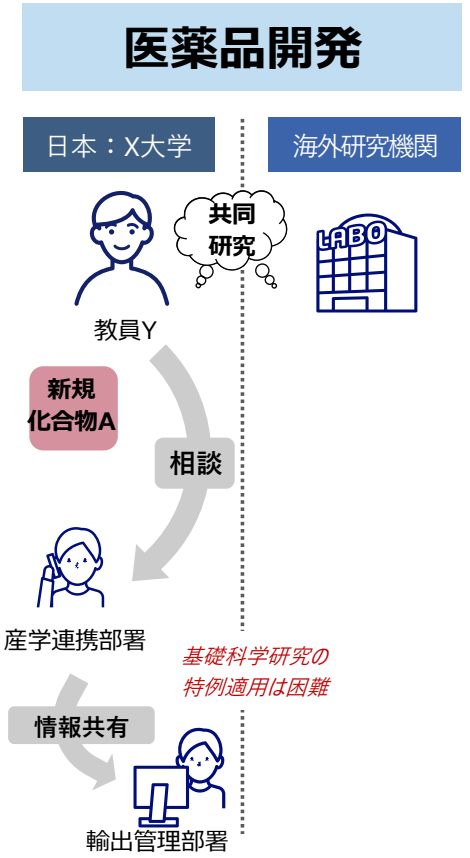

対処

産学連携部署の情報提供により医薬品開発に向けた国際共同研究の計画が判明したため、基礎科学例外の適用は困難であると結論づけ、Yに対し、今後、留学生の受入れ時や研究成果を国外に提供する際には輸出許可申請が必要となる旨を伝達した。

原因

創薬・医学研究分野は基礎科学研究と医薬品開発の境界が曖昧であり、研究の進展に伴い、基礎研究から応用研究に移行する可能性が高いことを認識していなかった。

対策・アドバイス

- ✓ 上記の他には、①特許出願を検討する教員から知財関係部署に相談があり、ライセンスや共同研究の候補先として海外の研究機関や製薬企業が想定されるケース、②教員が創薬を目的とした社会実装型の国家プロジェクトへの申請を検討し、学内URAに相談があるケース等も考えられ、これらに対応するためには関連部署間の密接な連携が不可欠です。
- ✓ 上記ケースで事案を把握できなかった場合は、海外の研究機関や製薬企業との共同研究が具体化し、輸出管理部署へ輸出管理に係る書類が提出されて初めて発覚する可能性が高いです。そうした状況では、相手先との議論や検討が進行し、技術提供が既に行われている可能性もあるため、早期の発見が重要となります。

事例６：医薬品開発と基礎科学研究の境界②

事例

コレラ菌の腸内定着の作用機序（生物学的な仕組みや分子レベルのプロセス）を研究するA教授は、留学生の受入れに向けて輸出管理上の確認を行うこととした。

Aは、コレラ菌が貨物等省令第2条の2の1項第二号で規制対象とされていることを確認したが、研究テーマ自体は外為令別表３の２項には該当せず、かつ特定の製品の設計や製造を目的としないものであることから基礎科学例外の適用が可能と判断し、輸出管理部署へ事前確認シートを提出した。

対処

輸出管理部署がAの研究内容を精査した結果、腸内でのコレラ菌の定着過程を解明することで、定着を阻害する薬剤の開発に資する知見が得られた場合は「特定の製品の設計や製造を目的とした研究」に該当する可能性が高いことから、基礎科学例外の適用は困難であると判断した。また、本研究ではコレラ菌の定着プロセスの効率を高める知見が得られる可能性があり、その知見は病原性を高める用途に利用されうることから「貨物の設計又は製造に係る技術」に該当すると判断し、許可申請が必要であると結論づけた。

原因

Aは、コレラ菌がリスト規制該当貨物であることを認識していたものの、研究テーマ自体は基礎的であり、生物兵器としての利用からは大きくかけ離れていると考えていた。また、コレラ菌に係る規定が、生物兵器としての設計及び製造※に限定されると狭く解釈していた。

※ここでは、一般に用いられる意味においての設計と製造を指す

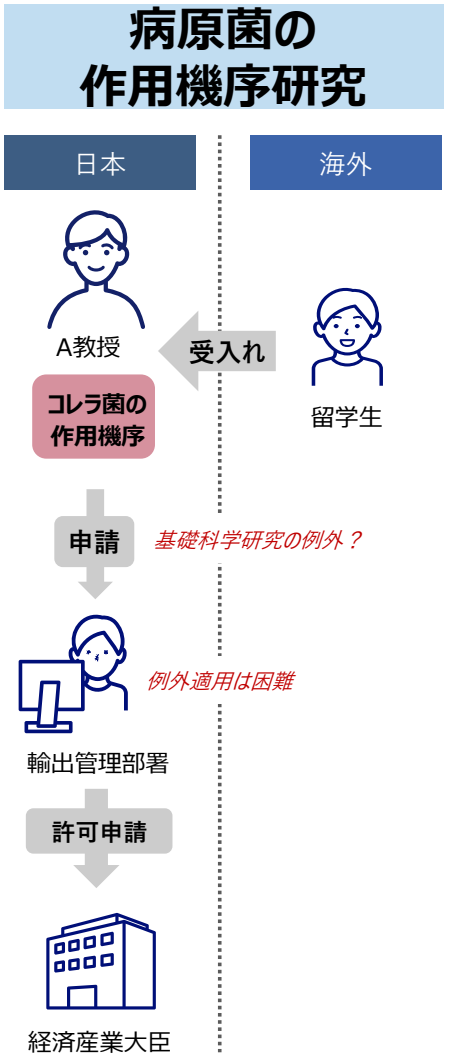

対策・アドバイス

✓ **一般的にリスト規制該当貨物を取り扱う研究テーマについては慎重な判断が求められること、そして輸出管理上、「設計、製造、使用」といった言葉は通常よりも広い含意を有することを教員にしっかりと周知する必要があります。**

その他、輸出管理において注意を要する主な個別事例

■ 輸出管理において注意が必要な事例は、6つのヒヤリハット事例以外にも以下のようなものがあります。

テーマ	概要
汎用的な化学薬品・爆薬・推進薬	**ピナコロン（３項）、トリエタノールアミン（３項）、塩化チオニル（３項）、フェロセン誘導体（４項）、ヒドラジン（４項）、過塩素酸アンモニウム（４項）**をはじめ、一般的に流通する汎用的な化学薬品、爆薬、推進薬の中にはリスト規制対象となっているものがある。汎用品の中には化学兵器の原材料を規制する３項以外の項番（１項、２項、４項、５項、１４項など）で規制されているものもあるので、化学兵器の原材料としての観点のみで該非判定することのないよう注意する。
	重水素化合物（２項）は、「重水素の原子数の水素の原子数に対する比率が５,０００分の１を超えるもの」（＝0.02%）が規制対象となるが、分量の閾値が明確に定められていない。天然存在比（同位体比）は0.015%であり、少しでも濃縮すれば規制対象となるため、誤って無許可で輸出してしまう可能性がある。
読替が必要な化学物質	ホルモン分析のための試薬として利用される**ピクリン酸**は、合体マトリクス表で当該単語を検索してもヒットしないが、火薬類取締法の規制対象であり１項（３）火薬類に該当。メーカーの安全シートでは非該当と示されている場合があるので注意が必要。試薬類は3項貨物として薬品名やCAS番号で調べれば十分と思われがちだが、本件のように名称が一致しない場合でもリスト規制に該当する場合がある。
製造、使用の技術が許可の対象となる化学物質・装置	**DNA/RNA合成装置**は生化学系の研究室で汎用的に使われているものであるが、「使用に必要な技術」は３の２項（２）９に該当となる。
	特定の生物剤を製造することを目的として、バイオリアクターを含む**発酵槽**の操作ノウハウやデータを提供することは、「製造に必要な技術」として規制対象となる可能性がある。
貯蔵容器の確認	ニッケル合金製容器の他に、**ふっ素重合体**や**チタン合金**等で作られた耐腐食性容器や、凍結状態で細胞株を輸送するための冷凍保存用のジュラルミン（**アルミニウム合金**）製の容器なども規制に該当する可能性がある。
物理的封じ込め装置の持ち出し	**物理的封じ込めに用いられる装置（３の２項）**は、①空調系、②封じ込め装置系、③作業台（安全キャビネット）系に分類されるが、一般に流通している装置・機器は名称のバリエーションが多岐にわたるため、誤って管理対象外と判断してしまう可能性がある。
国際プログラムに基づく外国人研究者等の受入れ	**JICAなどの技術協力プログラムに基づく研修生**は、貿易外省令第９条の例外規定（日本政府が外国政府に対して行う経済協力や技術協力等に基づく技術提供）の対象となるが、当該プログラムの範疇外で行われる技術提供については適用できず、輸出管理の対象となる。そのため、研修生の受入前に研修の範囲・内容・計画を具体的かつ明確に定め、当該研修生やその現地所属機関と合意しておく必要がある。一般的に、現地の政府・大学・研究機関出身の研修生は、出身機関の所属・役職等を有したまま来日することが多く、その場合特定類型者となるため、例えば来日６か月を超えるような長期研修の場合も同様である。

注）カッコ内の項番は輸出令による

第２章　体制構築・運用上の工夫点やポイント

事例掲載大学の概要情報

■ 第２章では、医歯薬系大学に特有の状況を踏まえた体制構築・運用上の工夫点やポイントについて、４大学の事例を紹介します。

概要情報

No	大学	規模	属性	区分	管理体制	教員数	附属病院の有無
1	A大学	小	単科大学	私立	部局分散型	約500名	○
2	B大学	小	単科大学	国立	集中管理型	約400名	○
3	C大学	大	総合大学	私立	部局分散型	約1400名	○
4	D大学	大	総合大学	国立	部局分散型	約1200名	○

事例１　A大学

事例１　A大学

基本情報

■ 大学基本情報

教員数・学生数	教員数　約500名 学生数　約1,000名
規模	□総合大学（学部数8以上） □中規模大学（学部数5～7） ■単科大学（医学部、看護学部）
区分	□国公立 ■私立
附属病院・研究施設	■有 □無

■ 管理体制

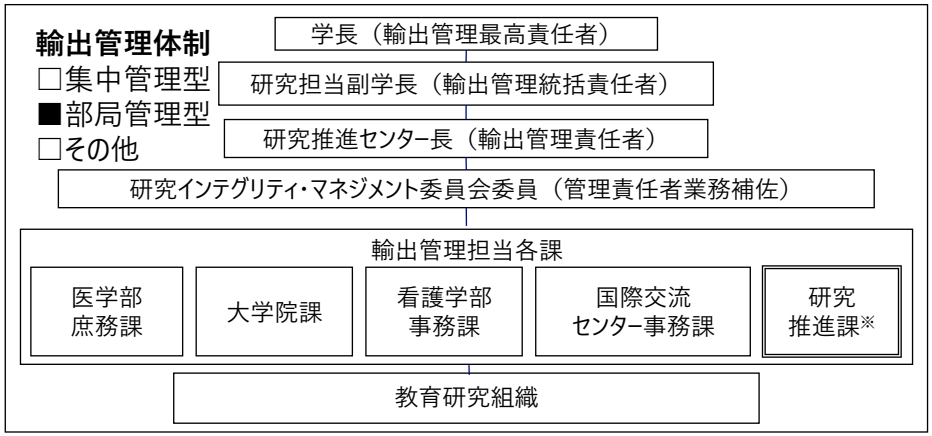

※学内審査業務のとりまとめも兼務

■ 管理体制・方法の概要・特徴

管理体制

- 業務内容や学部ごとに複数の課で輸出管理を行う部局管理型を採用。担当各課の役割分担はそれぞれ以下のとおり。
  - 医学部庶務課：医学部教員の海外出張
  - 大学院課：留学生の受入れ・修了時帰国
  - 看護学部事務課：看護学部教員の海外出張
  - 国際交流センター事務課：短期研究員・交換留学生の受入れ、一時帰国（留学生・短期研究員・交換留学生）、短期研究員・交換留学生の修了時帰国、表敬訪問の受入れ
  - 研究推進課：総合医学研究所教員の海外出張、（後述の）学内審査に関する手続やデータの集約、共同研究契約、その他事例に関する相談対応

輸出管理手続（詳細は参考資料１）

- 貨物・技術の提供、留学生の受入れ等いずれの場合においても、まずは学内審査の要否を判断するために、簡単な設問で構成される事前チェックフォームを各課が入力する（参考資料１：STEP1）。学内審査が必要な場合、各課で学内審査申請フォームに詳細情報を記入し、外国ユーザーリスト等のチェックを行った後、経済産業省へ許可審査が必要かを輸出管理責任者が判断する（参考資料１：STEP2,3）。判断が難しい場合には副学長、学長に上申される。

特徴的な取組等

- 事前チェックフォームと学内審査フォームに係る管理手続には電子申請システムを導入している。設問は行為区分や回答によって分岐する仕組みとなっており、質問に答えるだけで学内審査の可否が自動判定される。

事例１　A大学

医歯薬系大学特有の取組

	実施事項	背景	工夫点
管理体制における工夫	手続書類における**設問と確認体制を見直す**ことで、**確認対象となる貨物を漏れなく確認**できるようになった	• 提供する貨物が確認対象であるにも関わらず、**品目名のみを見て対象外と勘違いする**教員がいた（例：第30類に医療用品があるが、詳細を見なければがん細胞等も含むことに気がつかない）	• 教員に判断を求めるのではなく、**管理責任者業務補佐が確認を行う仕組み**とした • 勘違いされやすい設問は廃止した（例：キャッチオール規制対象の技術の提供又は機器の持出しが必要か）
	全教員の**特定類型該当性の確認**を行う	• 令和４年５月より、**特定類型に該当する居住者への技術の提供**については、みなし輸出管理の対象となった • 本大学は、医学部附属病院を有している	• **採用時に一括で誓約書を提出してもらう**こととした（経済産業省の文例を使用） • 大学の学部と附属病院の科は連携しているため、**附属病院が留学生を受け入れる際も、教員と同じ手続きを行っている**
	研究インテグリティ・利益相反・研究倫理に関連する部門を包括した委員会体制を敷いている	• 医歯薬系では、**経済・安全保障・人命の３つが関係するトリプルユース**となる	• 管理体制内に、研究推進センター、国際交流センター、研究活動コンプライアンス委員会、利益相反マネジメント委員会、事務局の長を配置し、**関連部門を包括した構成を敷いている**（参考資料４）
運用における工夫	**教員向けの学内説明会を開催**して、輸出管理についての**意識啓発**を行っている	• 疾患モデルの動物、タンパク質、細胞等の**リサーチツールについて気軽に輸出してしまう可能性**がある一方で、メール等で簡単に送付できてしまうため**把握・管理が難しく**、教員の自発的な遵守を促す必要がある	• アドバイザー派遣事業を活用した学内体制整備の一環で、**安全保障輸出管理アドバイザー**に学内説明会での**講演を依頼** • 説明会の録画データをイントラネットで常時公開し閲覧可能にしている
	手続書類の文面を工夫することで、郵送で**DNAサンプルを送付**してしまう等の行為を未然防止する		• 手続書類に**ウイルス、細菌、毒素、遺伝子、サブユニットも事前申請の対象となる**旨、**注意書きを記載**している（参考資料２，３）
	手続書類の電子化を行うことで、申請者の負担が減り、確認を行う事務担当者も**漏れなく迅速に審査手続を行えるように**なった	• 従来の紙媒体では、行為別に申請様式が5種類存在し、申請者目線では、**どの様式を利用すべきか分かりづらかった**	• WEB形式により、用語解説のリンクを挿入できるようになり、申請者が参照しやすくした • 回答データを**複数部署で共有・集約可能**にした他、学内審査用のフォームに入力があった場合は、**担当部署にメールが届く仕組み**にした

事例１　A大学

参考資料

参考資料１　輸出管理手続の流れ

ポイント：行為区分（留学生受入、海外出張等）ごとに簡単な質問に回答。回答すると審査要否が自動で表示される。

STEP 1　「事前チェックフォーム」をWEB入力し、学内審査手続の要否を判定　**参考資料２**

- 自動判定：審査が必要
- 自動判定：審査は不要
  - 手続完了

STEP 2　「学内審査申請フォーム」をWEB入力し、学内審査に必要な情報を入力　**参考資料３**

STEP 3　学内審査（所要日数は入力完了～審査完了まで2週間前後）

STEP 4　審査結果を申請者に通知（メール通知）

- 審査結果：可
  - 申請された行為に関する手続きを進める
- 審査結果：不可
  （または二次審査・経済産業省への許可申請が必要）
  - 申請された行為について対応を相談

事例１　A大学

参考資料

参考資料２　**事前チェックフォーム**

ポイント：学部毎に特異な項目などは設けていない

安全保障輸出管理 事前チェックフォーム

下記選択肢から今回行おうとする行為を選択してください。

- ☐ 留学生(大学院生)の受入れ
- ☐ 短期研究員・交換留学生の受入れ
- ☐ 一時帰国（留学生・短期研究員・交換留学生）
- ☐ 修了時帰国（留学生）
- ☐ 修了時帰国（短期研究員・交換留学生）
- ☐ 表敬訪問(主に協定校)
- ☐ 海外出張（学会参加・共同研究・研究成果提供・学術交流・会議出席等）
- ☐ 国内開催の国際学会への参加(出張を伴う)
- ☐ 外国機関に所属する研究者との打ち合わせ(出張を伴う)
- ☐ 外国機関に所属する研究者との打ち合わせ(出張を伴わない)
- ☐ 国際学会へのオンライン参加
- ☐ 材料・試作品の提供（MTA含む）※
- ☐ 海外への装置等の持ち出し・送付
- ☐ 海外機関との共同研究契約
- ☐ その他

ポイント：遺伝子サブユニットに関する注意書きを記載し、郵送でDNAサンプルを送付してしまう等の行為を未然防止

【遺伝子・サブユニットに関する注意】
(※)ウイルス・細菌・毒素そのものや、遺伝子・サブユニットも対象になります。
遺伝子には、抽出されたDNA、RNA、PCR産物、プラスミド、感染させた細胞から抽出されたDNA、RNAなどを含みます。
外注の受託サービスで解析を依頼する場合、発注先が国内であっても実際に検査・解析を行うのは国外の下請け先であることがあります。この場合も規制対象となり得ますので、実際の解析先を事前にご確認ください。
対象のウイルス・細菌・毒素の一覧は、下記リンク先「貨物・技術のマトリクス表」(3の2.生物兵器の項)をご確認ください。
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html

【間接分与について】
(※)間接分与の場合は安全保障輸出管理手続の対象外としています。
本フォームにも回答する必要はありません。

【提供相手に関する注意】
※相手先が非居住者（外国人等）の場合だけでなく、特定類型該当者も対象となり得ます。

（特定類型該当者とは）
居住者(日本国籍者等)のうち、下記類型に該当する者
類型①外国政府・外国法人等と雇用契約を締結し、その指揮命令下にある者
類型②外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益を得ている者

ポイント：特定類型該当者に関する注意書きを記載

申請者(受入教員)氏名 *　　申請者(受入教員)所属 *　　申請者(受入教員)職名 *

申請者(受入教員)職員番号
0

下記設問に回答すると、回答結果により、学内審査手続の要否が表示されます。
（ただし、区分が"海外への装置持ち出し・送付"、"材料・試作品の提供（MTA含む）"、"海外機関との共同研究契約"、"その他"の場合は設問はなく、原則学内審査必要と判定されます）

【回答における注意】
①研究者本人以外が本フォームを回答する場合は、事前に以下の設問について研究者本人に確認して回答してください。
また、学内審査の対象となった場合には、研究者本人にSTEP2の「学内審査申請フォーム」の回答を行うようにご連絡ください。

②設問の「はい」「いいえ」の回答を修正する場合、
お手数ですが、画面左上の「Form Bridge」をクリックして、
最初から回答をやり直してください。

もしくは、修正したい設問以外を、下に表示された設問から順番に
「未回答」に修正したうえで、
「はい」「いいえ」の回答を修正してください。

※上に表示された設問から順に回答することを想定して作成されたため、
途中で回答を書き換えると、正しく動作しないことがあるためです。

回答

事例１　A大学

参考資料

参考資料３　**学内審査申請フォーム**

ポイント：学部毎に特異な項目などは設けていない

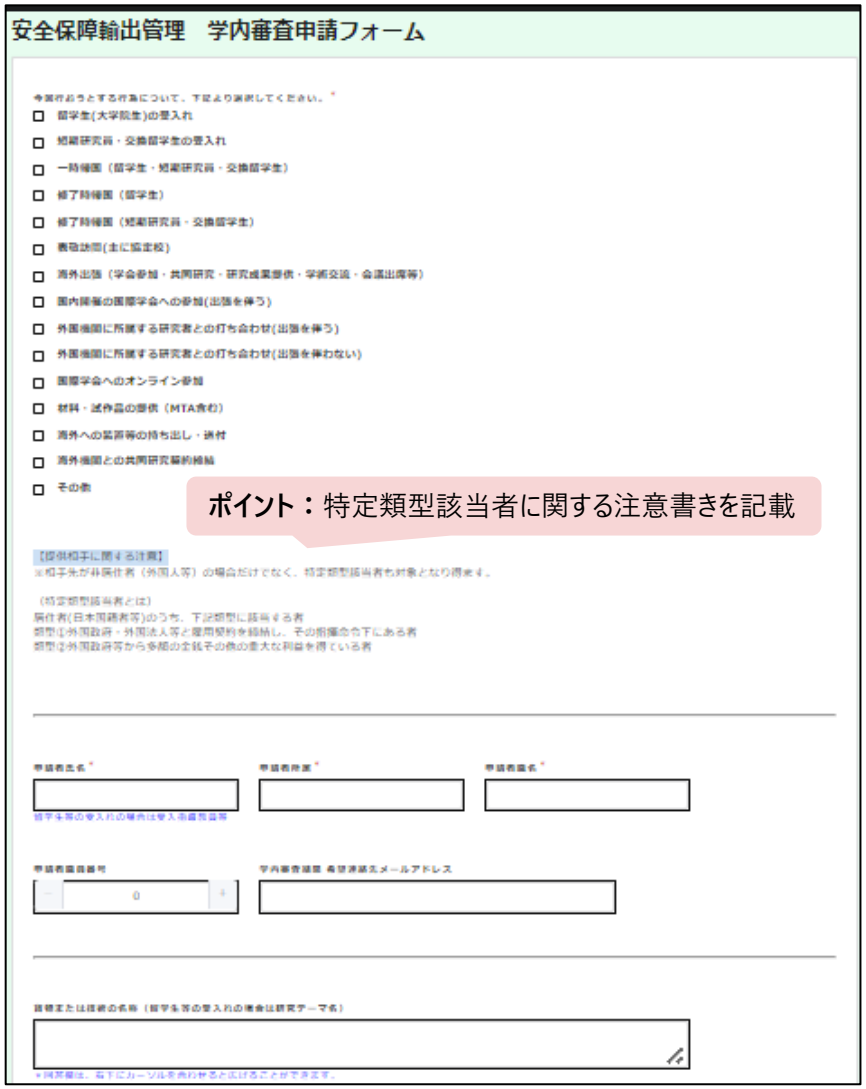

安全保障輸出管理　学内審査申請フォーム

今実行おうとする行為について、下記より選択してください。 *

- 留学生(大学院生)の受入れ
- 短期研究員・交換留学生の受入れ
- 一時帰国（留学生・短期研究員・交換留学生）
- 修了時帰国（留学生）
- 修了時帰国（短期研究員・交換留学生）
- 表敬訪問(主に協定校)
- 海外出張（学会参加・共同研究・研究成果提供・学術交流・会議出席等）
- 国内開催の国際学会への参加(出張を伴う)
- 外国機関に所属する研究者との打ち合わせ(出張を伴う)
- 外国機関に所属する研究者との打ち合わせ(出張を伴わない)
- 国際学会へのオンライン参加
- 材料・試作品の提供（MTA含む）
- 海外への装置等の持ち出し・送付
- 海外機関との共同研究契約締結
- その他

ポイント：特定類型該当者に関する注意書きを記載

【提供相手に関する注意】
※相手先が非居住者（外国人等）の場合だけでなく、特定類型該当者も対象となり得ます。

（特定類型該当者とは）
居住者(日本国籍者等)のうち、下記類型に該当する者
類型1:外国政府・外国法人等と雇用契約を締結し、その指揮命令下にある者
類型2:外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益を得ている者

申請者氏名 *　　申請者所属 *　　申請者職名 *

留学生等の受入れの場合は受入指導教員等

申請者職員番号　　学内審査結果 希望連絡先メールアドレス

0

技術または技術の名称（留学生等の受入れの場合は研究テーマ名）

*回答欄は、右下にカーソルを合わせると広げることができます。

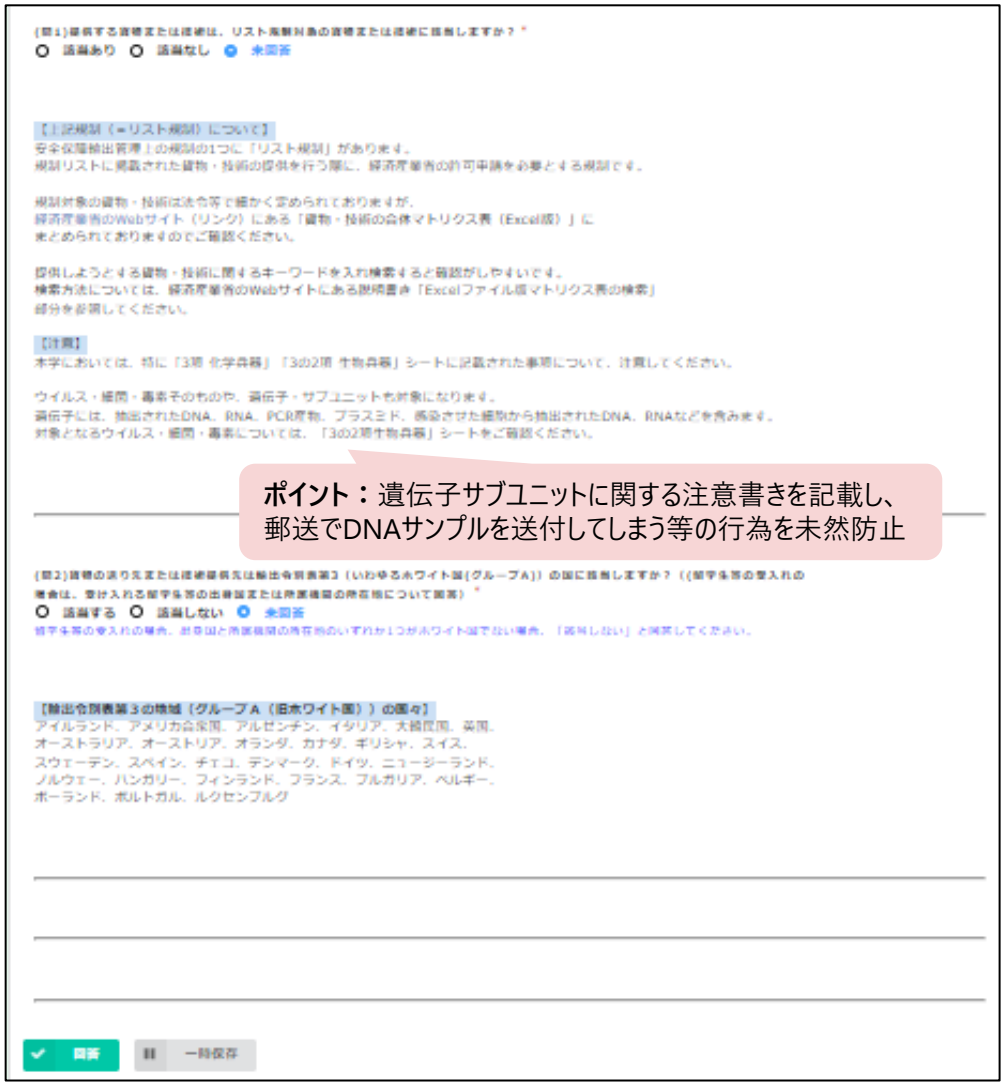

(問1)提供する技術または技術は、リスト規制対象の技術または技術に該当しますか？ *
○ 該当あり　○ 該当なし　● 未回答

【上記規制（＝リスト規制）について】
安全保障輸出管理上の規制の1つに「リスト規制」があります。
規制リストに掲載された貨物・技術の提供を行う際に、経済産業省の許可申請を必要とする規制です。

規制対象の貨物・技術は法令等で細かく定められておりますが、
経済産業省のWebサイト（リンク）にある「貨物・技術の該当マトリクス表（Excel版）」に
まとめられておりますのでご確認ください。

提供しようとする貨物・技術に関するキーワードを入れ検索すると確認がしやすいです。
検索方法については、経済産業省のWebサイトにある説明書き「Excelファイル版マトリクス表の検索」
部分を参照してください。

【注意】
本学においては、特に「3項 化学兵器」「3の2項 生物兵器」シートに記載された事項について、注意してください。

ウイルス・細菌・毒素そのものや、遺伝子・サブユニットも対象になります。
遺伝子には、抽出されたDNA、RNA、PCR産物、プラスミド、感染させた細胞から抽出されたDNA、RNAなどを含みます。
対象となるウイルス・細菌・毒素については、「3の2項生物兵器」シートをご確認ください。

ポイント：遺伝子サブユニットに関する注意書きを記載し、
郵送でDNAサンプルを送付してしまう等の行為を未然防止

(問2)貨物の送り先または技術提供先は輸出令別表第3（いわゆるホワイト国(グループA)）の国に該当しますか？（(留学生等の受入れの場合は、受け入れる留学生等の出身国または所属機関の所在地について回答）*
○ 該当する　○ 該当しない　● 未回答
留学生等の受入れの場合、出身国と所属機関の所在地のいずれか1つがホワイト国でない場合、「該当しない」と回答してください。

【輸出令別表第3の地域（グループA（旧ホワイト国））の国々】
アイルランド、アメリカ合衆国、アルゼンチン、イタリア、大韓民国、英国、
オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、ギリシャ、スイス、
スウェーデン、スペイン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、
ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、
ポーランド、ポルトガル、ルクセンブルグ

回答　一時保存

事例１　A大学

参考資料

参考資料４　リスクマネジメント体制（研究インテグリティの確保に係る体制整備）

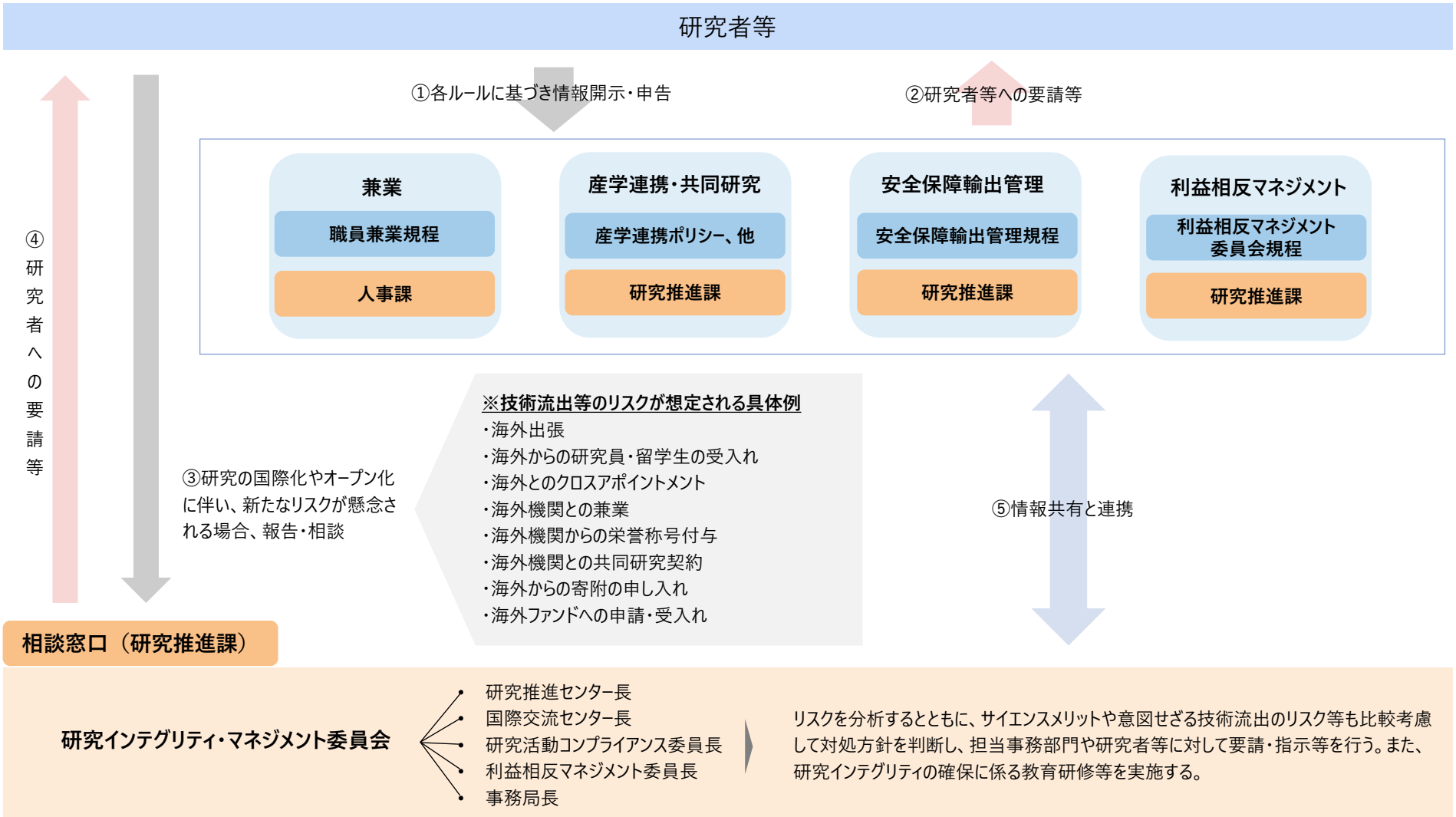

事例２　B大学

事例２　B大学

基本情報

■ 大学基本情報

教員数・学生数	教員数　約400名 学生数　約1,100名
規模	□総合大学（学部数8以上） □中規模大学（学部数5～7） ■単科大学（医学部、看護学部）
区分	■国公立 □私立
附属病院・研究施設	■有 □無

■ 管理体制

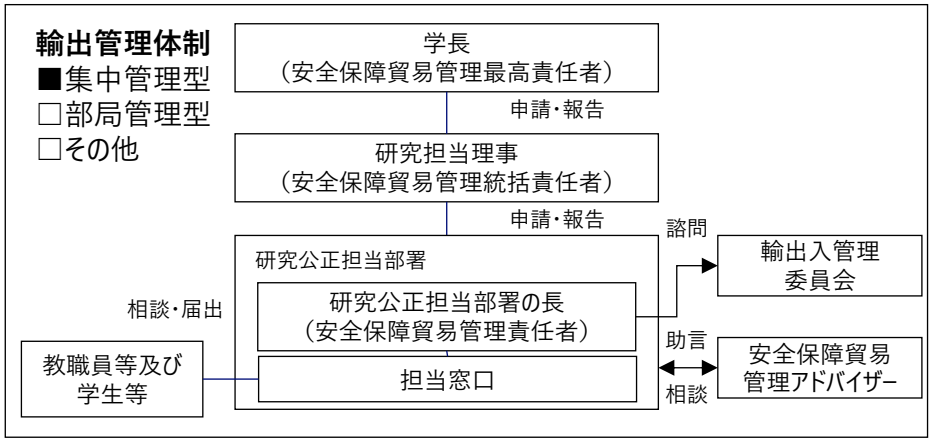

■ 管理体制・方法の概要・特徴

管理体制

- 各種届出等が研究公正関連部署に集約される集中管理型を採用。研究公正関連部署の所属長を安全保障貿易管理責任者として、研究推進担当部署の長や教員、学外有識者（輸出管理・遺伝資源・臨床研究・研究インテグリティ等の有識者）等が所属する輸出入管理委員会に諮問しつつ、申請や報告を進める。

輸出管理手続（詳細は参考資料１,２）

- 輸出管理に係る申請様式を①海外に渡航する場合②国際会議のWEB開催／国内開催・メール等による技術情報の提供の場合③外国人研究者等及び留学生を受け入れる場合④物品等を輸出する場合、の4つに分け、それぞれ関連部局と連携しつつ研究公正担当部署にて確認及び所要の手続を実施している。
- 各様式には、輸出管理に関わる設問に加え、生物多様性条約に関わる設問や不正競争防止法に関わる設問を掲載し、業務の効率化を図っている。

特徴的な取組等

- 担当である研究公正担当部署には、輸出管理を担当する安全保障・輸出入管理グループに加え、臨床研究審査を担当するグループと遺伝資源管理を担当するグループがある。安全保障輸出管理と管理手法や管理対象の親和性が高い分野を一部署にまとめ、安全保障貿易管理責任者である同部署の長が総合的に確認する体制を構築している。
- 同部署には、研究推進担当の事務職員に加え、教員や研究者、医師（MD）が所属しており、医療・ライフサイエンス系専門職と事務・法務職が連携してチェックを進めている。

事例２　B大学

医歯薬系大学特有の取組

	実施事項	背景	工夫点
管理体制における工夫	 担当部署では、**安全保障輸出管理に加え、遺伝資源管理（生物多様性条約）や臨床研究マネジメント（研究倫理対応やCOI）に係る業務を担当**している	• 担当部署は元々は文科省リスクマネジメント事業の一環として、利益相反（COI）マネジメントを目的として設立された組織であった • 医歯薬系では、**経済・安全保障・人命の３つが関係するトリプルユース**となるため、安全保障輸出管理部門以外との連携が必要となる • **安全保障輸出管理と遺伝資源管理や臨床研究マネジメントは親和性が高く**、総合的なマネジメントを通じて業務の効率化を図ることができる	• 専門的な組織として教員や研究者、医師（MD）を入れた体制としている（参考資料10） • 産学官連携を所管する研究推進担当課と人事担当課とは、**電子システムを通じて利益相反・研究費・寄付金・兼業収入等に関する情報を横断的に共有**している • **臨床研究前の倫理審査申請を通じて、研究開始前にどの研究室でどのような内容を扱っているのか、学内の状況を把握できる**
	 安全保障輸出管理と生物多様性条約への対応等の輸出入対応に係る**輸出入管理関連委員会に加え、COI関連委員会、知財関連委員会、兼業審査関連委員会の４つの委員会が相互に連携**している		• **今後は、研究インテグリティ観点も含め、個々の委員会の横断管理する委員会を設置する予定**（参考資料11）
運用における工夫	 チェックシートは、**輸出管理だけでなく、遺伝資源管理（生物多様性条約への対応）の観点を含めるような統合的な仕様**にしている	• **遺伝資源管理は輸入時、輸出管理は輸出時に特に確認が必要** • 多くの大学等では両者を別部署や異なる様式で扱うが、一体運用による合理化の余地がある	• 輸出管理を担当するグループに加え、臨床研究審査を担当するグループと遺伝資源管理を担当するグループが同一部署にあり、**輸出入を同時に管理できる様式とすることで、網羅的な把握を推進**
	 生物兵器転用（デュアルユース）が懸念される感染性ウイルスの輸出には細心の注意を払っている	• 本学では、新型コロナウイルスのワクチン・治療薬の開発のために、サルを用いた有効性・安全性評価を実施している	• **血液検体や培養細胞、臓器切片等の臓器サンプルの輸出においても安全保障貿易管理手続を実施する必要がある**ため、非常に厳しく管理している
	 毎年度、**役員、教員及び大学院生を対象**に、安全保障貿易管理、生物多様性条約への対応及び技術情報管理に関する教育をｅラーニングで実施している	• 医療系の装置や器具の修理といった貨物の輸出において、リスト規制該当品は少ないものの、日常的に使用しているものについては注意喚起が必要である	• **医歯薬系で注意すべき技術・物品（遠心分離機等）を中心とした内容を案内している**

事例２　B大学

参考資料

参考資料１　輸出管理手続の流れ：外国出張、海外研修旅行、休職渡航の手続きに関するフロー

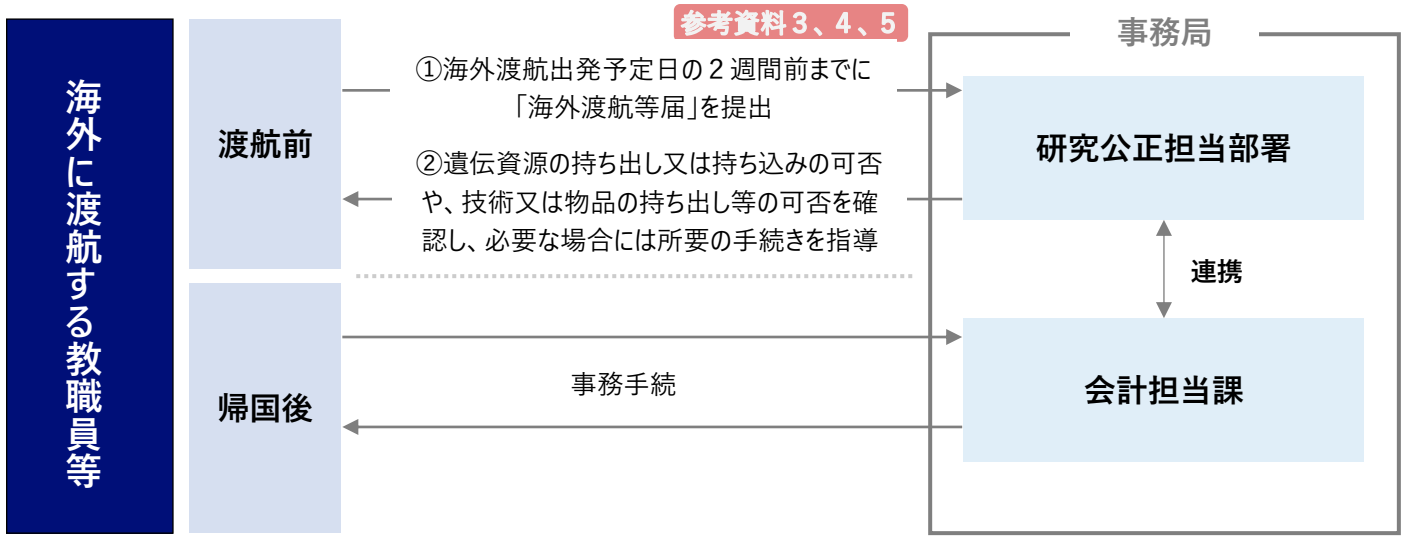

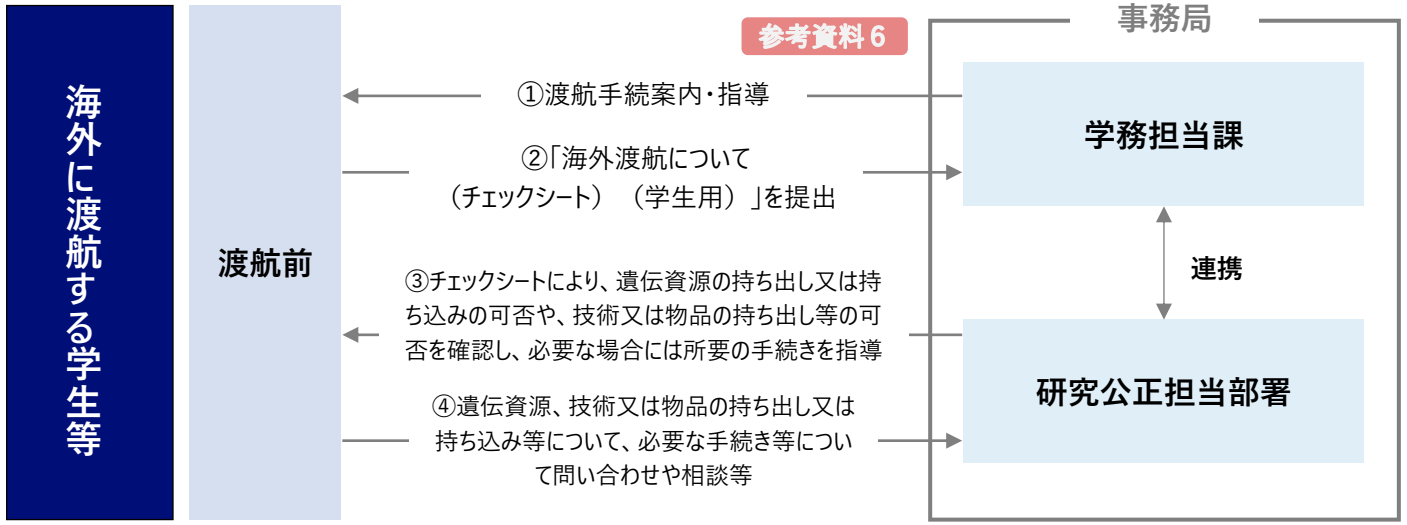

事例２　B大学

参考資料

参考資料２　**輸出管理手続の流れ：外国人客員研究員の受入手続きに関するフロー**

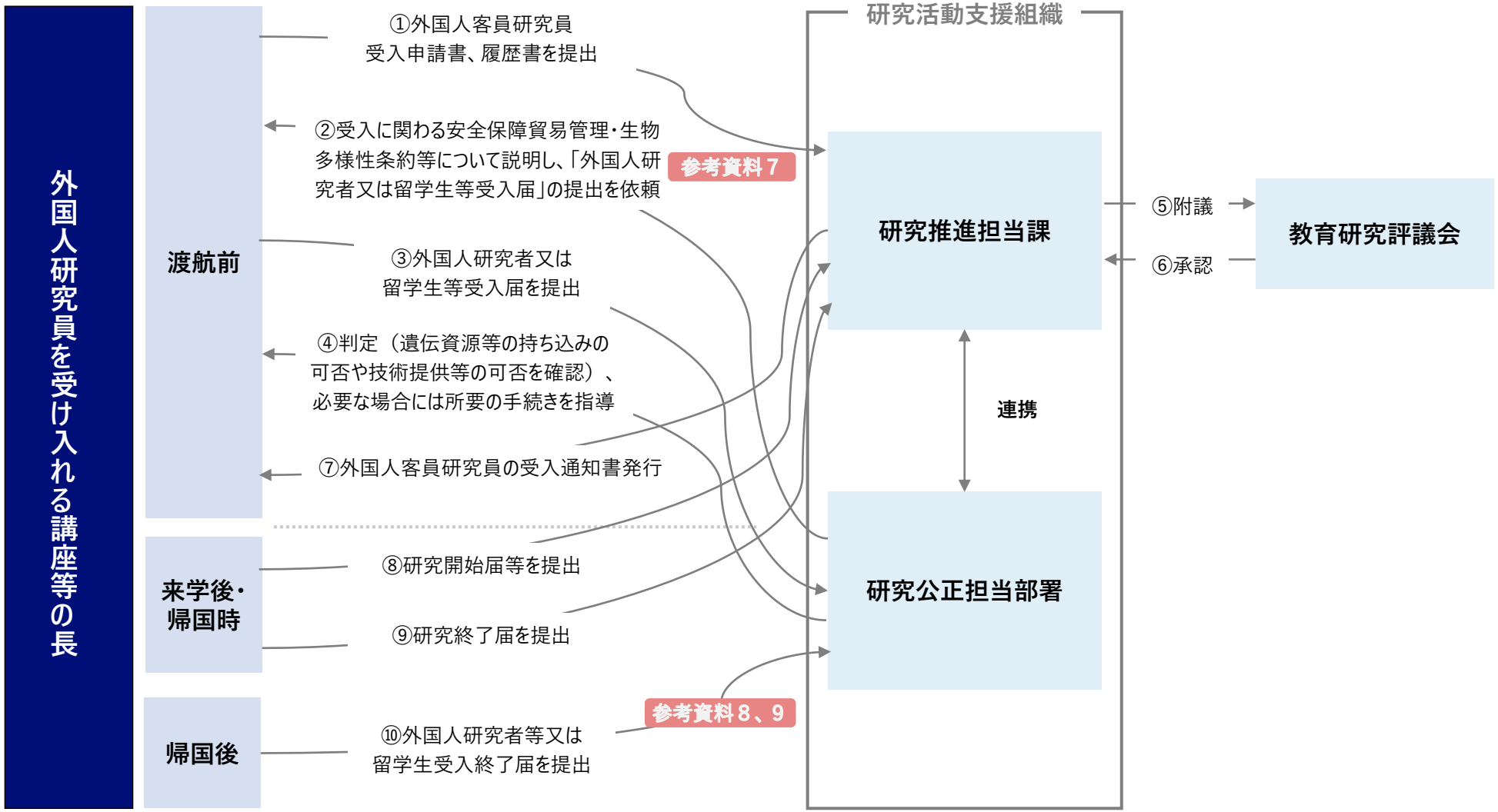

参考資料

参考資料３　海外渡航等届

Ver4.1(2024.5.1)
様式１－１

[redacted]殿　　提出先[redacted]

海外渡航等届

生物多様性条約、不正競争防止法及び[redacted]に基づき、本様式を提出します。

届　　出　　日：２０　　年　　月　　日
所属長確認日：２０　　年　　月　　日
所　　属　　長：
届出者所属・職名：
届　出　者　氏　名：　　内線番号（ＰＨＳ）：
渡航中の連絡先：

※　所属長に内容確認を行う場合があります。

渡航の区分	□ 外国出張　□ 海外研修旅行　□ 休職渡航　□ 兼業　□ その他
相手先の名称（学会名、相手先の所属する研究機関名等）	
用務内容（学会発表内容、打合せ内容等）	
相手先所在国名	
費用の出途	□ 学内経費 □ 先方負担［国内公的機関・団体、国内企業（外国企業の国内事 □ 先方負担［外国政府・外国企業等より直接受領］ □ 私費 ＊兼業が含まれる場合は、別途[redacted]にて手続きを
日程	２０　年　月　日　～　２０　年　月
(1)物品等の持ち出し又は提供する技術情報等	□ なし　□ あり（　　）
(2)物品等の持ち込み又は入手する技術情報等	□ なし　□ あり（　　）

→「(1)」及び「(2)」が「なし」の場合は以下の確認は必要ありません。
→「(1)」のみが「あり」の場合：「２．安全保障貿易管理に関わる事項」へ。
→「(2)」のみが「あり」の場合：「１．生物多様性条約に関わる確認事項」へ。

ポイント：不正競争防止法に関わる確認事項を同時に確認

ポイント：生物多様性条約に関わる確認事項を同時に確認

1．生物多様性条約に関わる確認事項

渡航先への生物サンプルや遺伝資源等の持ち出し、又は渡航先から生物サンプルや遺伝資源等の持ち込みを行う予定はありますか？	□ はい □ いいえ	「はい」⇒別途手続きが必要です。速やかに[redacted]に連絡してください。

※　「物品等の持ち出し又は提供する技術情報等」が「なし」の場合は、以下の確認は必要ありません。

2．安全保障貿易管理に関わる確認事項

【１】技術の提供や物品の持ち出しは、不特定多数を対象（国際学会・会議、展示会、研修等）とするものですか？	□ はい □ いいえ	「はい」⇒回答はここまでです。**本様式を提出してください。** 「いいえ」⇒【２】へ。
【２】提供する技術や持ち出す物品は、全て公知のもの（学会発表論文、教科書、特許出願、カタログ、WEB等で既に公開又は販売されているもの）ですか？	□ はい □ いいえ	「はい」⇒回答はここまでです。**本様式を提出してください。** 「いいえ」⇒【３】へ。
【３】提供する技術や持ち出す物品は、基礎科学分野に属するもの（企業等営利団体との共同研究、技術開発等は除かれます）ですか？	□ はい □ いいえ	「はい」⇒回答はここまでです。**本様式を提出してください。** 「いいえ」⇒【４】へ。

Ver4.1(2024.5.1)
様式１－１

【４】提供する技術が「外為令別表」第１項～第１５項（＊１）のいずれかに該当しますか？持ち出す物品が「輸出令別表第１」第１項～第１５項（＊１）のいずれかに該当しますか？	□ はい □ いいえ	「はい」⇒回答はここまでです。[redacted]**に連絡してください。**（経済産業省への取引許可申請を要する場合があります。） 「いいえ」⇒【５】へ。
【５】提供する技術が「外為令別表」第１６項（＊２）のいずれかに該当しますか？持ち出す物品が「輸出令別表第１」第１６項（＊２）のいずれかに該当しますか？	□ はい □ いいえ	「はい」⇒【６】へ。 「いいえ」⇒回答はここまでです。**本様式を提出してください。**
【６】訪問国は、「輸出令別表第３」の地域（＊３）ですか？	□ はい □ いいえ	「はい」⇒回答はここまでです。**本様式を提出してください。** 「いいえ」⇒【７】へ。
【７】訪問先に、外国ユーザーリスト（＊３）に掲載されている組織が含まれますか？	□ はい □ いいえ	「はい」⇒回答はここまでです。[redacted]**に連絡してください。**（経済産業省への取引許可申請を要する場合があります。） 「いいえ」⇒【８】へ。
【８】提供する技術又は持ち出す物品が大量破壊兵器等の開発等若しくはおそれ省令別表に掲げる行為（＊４）（＊５）に用いられますか？あるいは訪問先は「輸出令別表第３の２」の地域（＊３）であって、通常兵器の開発、製造又は使用のために用いられますか？	□ はい □ いいえ	「はい」⇒回答はここまでです。[redacted]**に連絡してください。**（経済産業省への取引許可申請を要する場合があります。） 「いいえ」⇒【９】へ。
【９】訪問国に、「輸出令別表第４」の地域（＊３）が含まれますか？	□ はい □ いいえ	[redacted]**に連絡してください。**（経済産業省への取引許可申請を要する場合があります。）

3．不正競争防止法に関わる確認事項

【１】提供する技術情報は、第三者から提供されたものですか？	□ はい　□ いいえ
【２】提供する技術情報等は、第三者に提供される予定はありますか？	□ はい　□ いいえ
【３】提供する技術情報等について、ＮＤＡ（秘密保持契約）を締結する必要がありますか？	□ はい　□ いいえ
【４】提供する技術等について、特許出願等を行う予定はありますか？	□ はい　□ いいえ

※　公知でない技術情報の取扱いに十分に留意してください。
※　確認事項に変更が生じた場合は、[redacted]に連絡してください。

＊１　「外為令別表」第１項～第１５項、「輸出令別表第１」第１項～第１５項について
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html
＊２　「外為令別表」第１６項、「輸出令別表第１」第１６項について　１６．補完品目
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/shyourei-matrix/ekimu-matrix/ekimu-matrixfile16.htm
＊３　[redacted]
＊４　大量破壊兵器等の開発等若しくはおそれ省令　別表に掲げる行為
経済産業省安全保障貿易管理　安全保障貿易の概要＞キャッチオール規制　中段の手順、フロー、などについて
（※４）開発等：開発、製造、使用または貯蔵　（※５）おそれ省令　別表に掲げる行為
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo03.html
＊５　経済産業省　補完的輸出規制（キャッチオール規制等）輸出許可申請に係る手続きフロー図
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/catch-all/frouzu.pdf

[redacted]にメールにて提出してください。[redacted]

[redacted]

参考資料

参考資料４-１　海外渡航等届（Web開催等参加用）

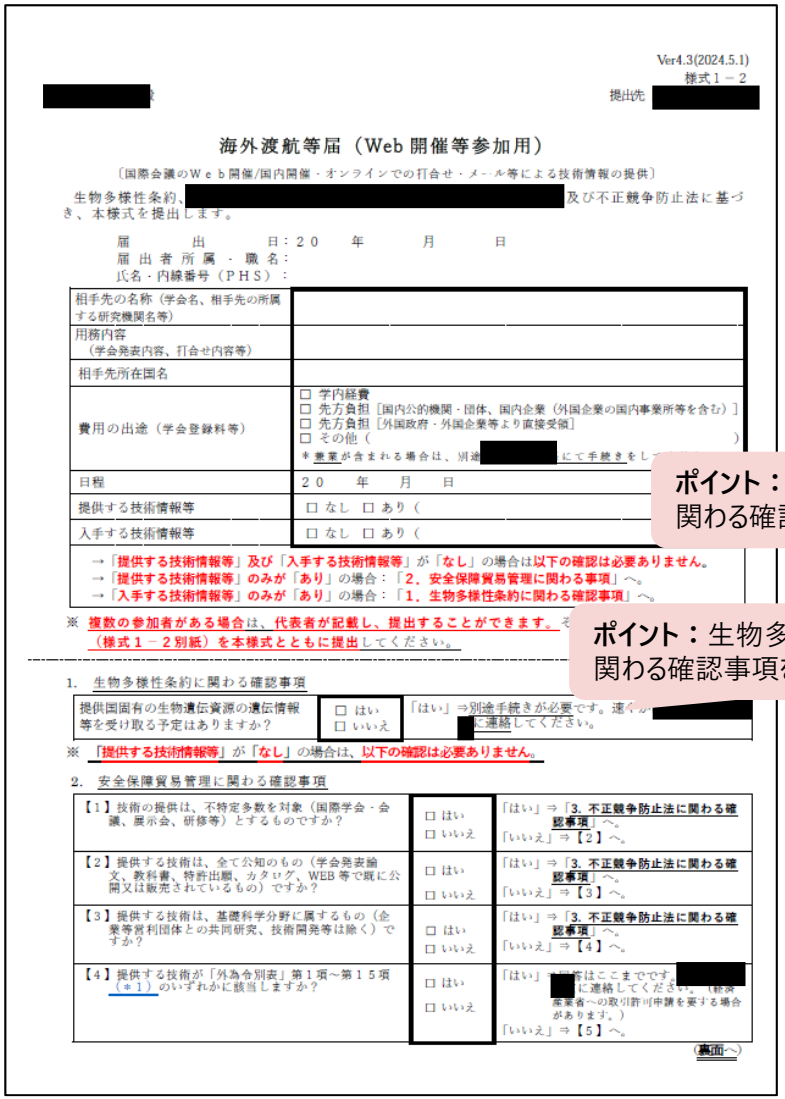

Ver4.3(2024.5.1)
様式１－２

[redacted]　　提出先 [redacted]

海外渡航等届（Web 開催等参加用）

〔国際会議のＷｅｂ開催/国内開催・オンラインでの打合せ・メール等による技術情報の提供〕

生物多様性条約、[redacted]及び不正競争防止法に基づき、本様式を提出します。

届　　出　　日：２０　　年　　月　　日
届出者所属・職名：
氏名・内線番号（ＰＨＳ）：

相手先の名称（学会名、相手先の所属する研究機関名等）	
用務内容（学会発表内容、打合せ内容等）	
相手先所在国名	
費用の出途（学会登録料等）	□ 学内経費 □ 先方負担［国内公的機関・団体、国内企業（外国企業の国内事業所等を含む）］ □ 先方負担［外国政府・外国企業等より直接受領］ □ その他（　　） ＊兼業が含まれる場合は、別途[redacted]にて手続きをし
日程	２０　　年　　月　　日
提供する技術情報等	□ なし　□ あり（
入手する技術情報等	□ なし　□ あり（

→「提供する技術情報等」及び「入手する技術情報等」が「なし」の場合は以下の確認は必要ありません。
→「提供する技術情報等」のみが「あり」の場合：「２．安全保障貿易管理に関わる事項」へ。
→「入手する技術情報等」のみが「あり」の場合：「１．生物多様性条約に関わる確認事項」へ。

※ 複数の参加者がある場合は、代表者が記載し、提出することができます。そ
（様式１－２別紙）を本様式とともに提出してください。

1．生物多様性条約に関わる確認事項

提供国固有の生物遺伝資源の遺伝情報等を受け取る予定はありますか？	□ はい □ いいえ	「はい」⇒別途手続きが必要です。速や[redacted]に連絡してください。

※ 「提供する技術情報等」が「なし」の場合は、以下の確認は必要ありません。

2．安全保障貿易管理に関わる確認事項

【１】技術の提供は、不特定多数を対象（国際学会・会議、展示会、研修等）とするものですか？	□ はい □ いいえ	「はい」⇒「3．不正競争防止法に関わる確認事項」へ。 「いいえ」⇒【２】へ。
【２】提供する技術は、全て公知のもの（学会発表論文、教科書、特許出願、カタログ、WEB 等で既に公開又は販売されているもの）ですか？	□ はい □ いいえ	「はい」⇒「3．不正競争防止法に関わる確認事項」へ。 「いいえ」⇒【３】へ。
【３】提供する技術は、基礎科学分野に属するもの（企業等営利団体との共同研究、技術開発等は除く）ですか？	□ はい □ いいえ	「はい」⇒「3．不正競争防止法に関わる確認事項」へ。 「いいえ」⇒【４】へ。
【４】提供する技術が「外為令別表」第１項～第１５項（＊１）のいずれかに該当しますか？	□ はい □ いいえ	「はい」[redacted]に連絡してください。（経済産業省への取引許可申請を要する場合があります。） 「いいえ」⇒【５】へ。

（裏面へ）

ポイント：不正競争防止法に関わる確認事項を同時に確認

ポイント：生物多様性条約に関わる確認事項を同時に確認

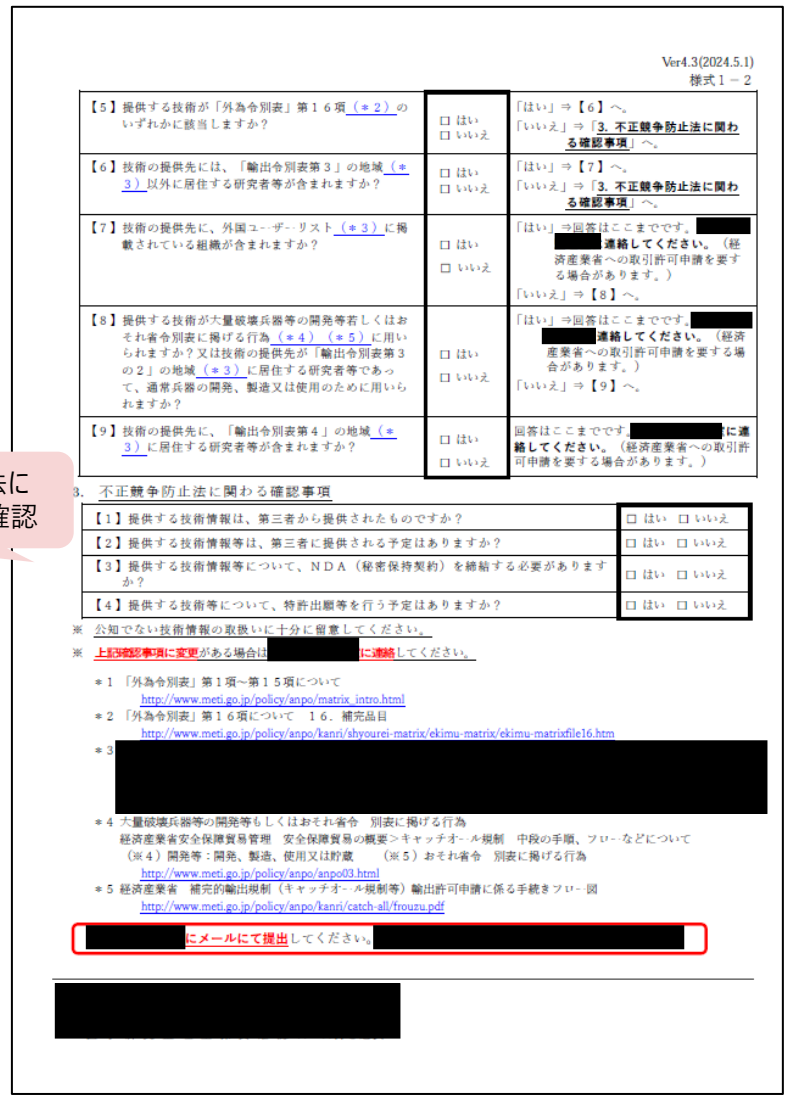

Ver4.3(2024.5.1)
様式１－２

【５】提供する技術が「外為令別表」第１６項（＊２）のいずれかに該当しますか？	□ はい □ いいえ	「はい」⇒【６】へ。 「いいえ」⇒「3．不正競争防止法に関わる確認事項」へ。
【６】技術の提供先には、「輸出令別表第３」の地域（＊３）以外に居住する研究者等が含まれますか？	□ はい □ いいえ	「はい」⇒【７】へ。 「いいえ」⇒「3．不正競争防止法に関わる確認事項」へ。
【７】技術の提供先に、外国ユーザーリスト（＊３）に掲載されている組織が含まれますか？	□ はい □ いいえ	「はい」⇒回答はここまでです。[redacted]連絡してください。（経済産業省への取引許可申請を要する場合があります。） 「いいえ」⇒【８】へ。
【８】提供する技術が大量破壊兵器等の開発等若しくはおそれ省令別表に掲げる行為（＊４）（＊５）に用いられますか？又は技術の提供先が「輸出令別表第３の２」の地域（＊３）に居住する研究者等であって、通常兵器の開発、製造又は使用のために用いられますか？	□ はい □ いいえ	「はい」⇒回答はここまでです。[redacted]連絡してください。（経済産業省への取引許可申請を要する場合があります。） 「いいえ」⇒【９】へ。
【９】技術の提供先に、「輸出令別表第４」の地域（＊３）に居住する研究者等が含まれますか？	□ はい □ いいえ	回答はここまでです。[redacted]に連絡してください。（経済産業省への取引許可申請を要する場合があります。）

3．不正競争防止法に関わる確認事項

【１】提供する技術情報は、第三者から提供されたものですか？	□ はい　□ いいえ
【２】提供する技術情報等は、第三者に提供される予定はありますか？	□ はい　□ いいえ
【３】提供する技術情報等について、ＮＤＡ（秘密保持契約）を締結する必要がありますか？	□ はい　□ いいえ
【４】提供する技術等について、特許出願等を行う予定はありますか？	□ はい　□ いいえ

※ 公知でない技術情報の取扱いに十分に留意してください。
※ 上記確認事項に変更がある場合は[redacted]に連絡してください。

＊１ 「外為令別表」第１項～第１５項について
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html
＊２ 「外為令別表」第１６項について　１６．補完品目
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/shyourei-matrix/ekimu-matrix/ekimu-matrixfile16.htm
＊３ [redacted]
＊４ 大量破壊兵器等の開発等もしくはおそれ省令　別表に掲げる行為
経済産業省安全保障貿易管理　安全保障貿易の概要＞キャッチオール規制　中段の手順、フロー などについて
（※４）開発等：開発、製造、使用又は貯蔵　（※５）おそれ省令　別表に掲げる行為
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo03.html
＊５ 経済産業省　補完的輸出規制（キャッチオール規制等）輸出許可申請に係る手続きフロー図
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/catch-all/frouzu.pdf

[redacted]にメールにて提出してください。[redacted]

[redacted]

参考資料

参考資料４-２　海外渡航等届（Web開催等参加用）

様式１－２別紙

Ｗｅｂ開催等会議参加予定者一覧

所　属	職　名	氏　名

※ 上記以外の参加者が、技術情報等の提供・入手を行った場合は、会議等終了後に報告書（様式自由）を提出してください。
※ 本様式は適宜コピーして使用してください。
※ 「海外渡航等届（Web 開催等参加用）」（様式１－２）に記載の技術情報等以外で、技術情報等の提供予定及び技術情報等の入手予定がある場合は、裏面「技術情報等の提供予定及び技術情報等の入手予定届」に記載してください。

様式１－２別紙

技術情報等の提供予定及び技術情報等の入手予定届

所　属	職　名	氏　名
提供予定の技術情報等：		
入手予定の技術情報等：		
所　属	職　名	氏　名
提供予定の技術情報等：		
入手予定の技術情報等：		
所　属	職　名	氏　名
提供予定の技術情報等：		
入手予定の技術情報等：		

※ 「海外渡航等届（Web 開催等参加用）」（様式１－２）に記載の技術情報等以外で、技術情報等の提供予定及び技術情報等の入手予定がある場合にのみ、記載してください。
※ 上記について、変更があった場合は、会議等終了後に報告書（様式自由）を提出してください。
※ 本様式は適宜コピーして使用してください。

事例２　B大学

参考資料

参考資料５　私事渡航届

ポイント：
私事渡航であっても、サンプルや容器の輸出や生物多様性条約に係る持ち込みが懸念されるため、届出を義務付けている

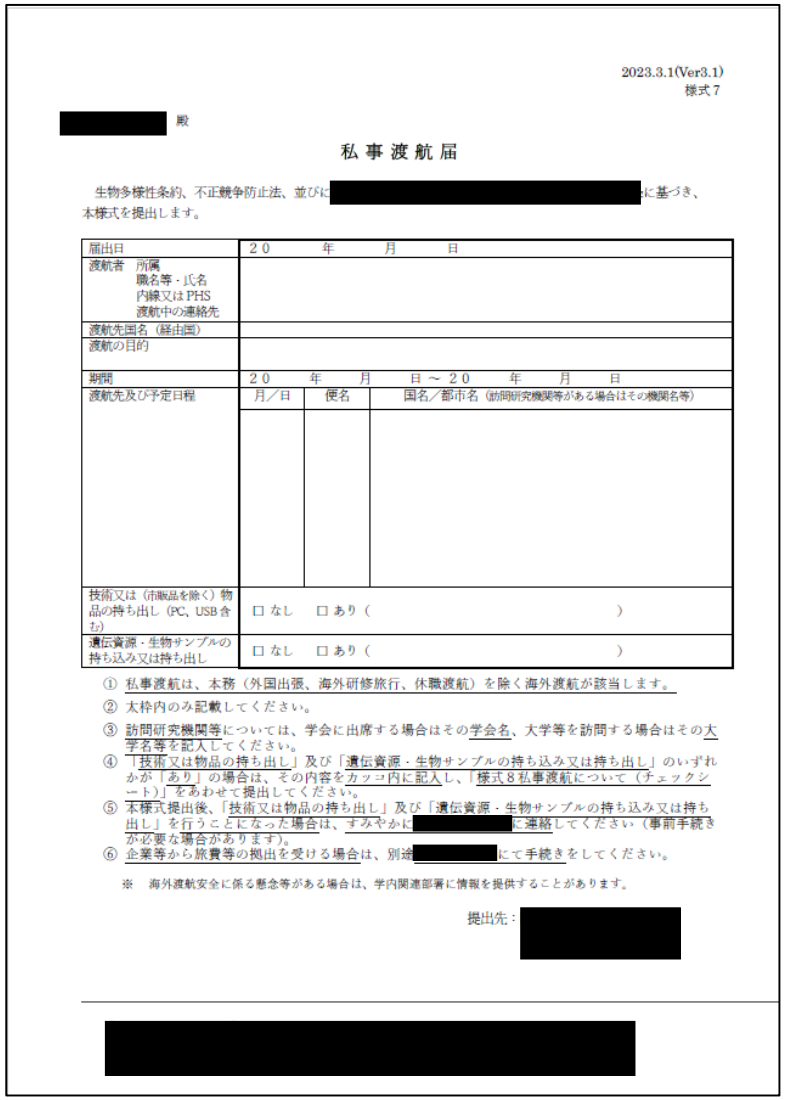

2023.3.1(Ver3.1)
様式７

[redacted] 殿

私 事 渡 航 届

生物多様性条約、不正競争防止法、並び[redacted]に基づき、本様式を提出します。

届出日	２０　　年　　月　　日		
渡航者　所属 職名等・氏名 内線又は PHS 渡航中の連絡先			
渡航先国名（経由国）			
渡航の目的			
期間	２０　　年　　月　　日 ～ ２０　　年　　月　　日		
渡航先及び予定日程	月／日	便名	国名／都市名（訪問研究機関等がある場合はその機関名等）
技術又は（市販品を除く）物品の持ち出し（PC、USB 含む）	□ なし　□ あり（　　）		
遺伝資源・生物サンプルの持ち込み又は持ち出し	□ なし　□ あり（　　）		

① 私事渡航は、本務（外国出張、海外研修旅行、休職渡航）を除く海外渡航が該当します。
② 太枠内のみ記載してください。
③ 訪問研究機関等については、学会に出席する場合はその学会名、大学等を訪問する場合はその大学名等を記入してください。
④ 「技術又は物品の持ち出し」及び「遺伝資源・生物サンプルの持ち込み又は持ち出し」のいずれかが「あり」の場合は、その内容をカッコ内に記入し、「様式８私事渡航について（チェックシート）」をあわせて提出してください。
⑤ 本様式提出後、「技術又は物品の持ち出し」及び「遺伝資源・生物サンプルの持ち込み又は持ち出し」を行うことになった場合は、すみやかに[redacted]に連絡してください（事前手続きが必要な場合があります）。
⑥ 企業等から旅費等の拠出を受ける場合は、別途[redacted]にて手続きをしてください。

※　海外渡航安全に係る懸念等がある場合は、学内関連部署に情報を提供することがあります。

提出先：[redacted]

[redacted]

参考資料

参考資料６　**海外渡航について（チェックシート）（学生用）**

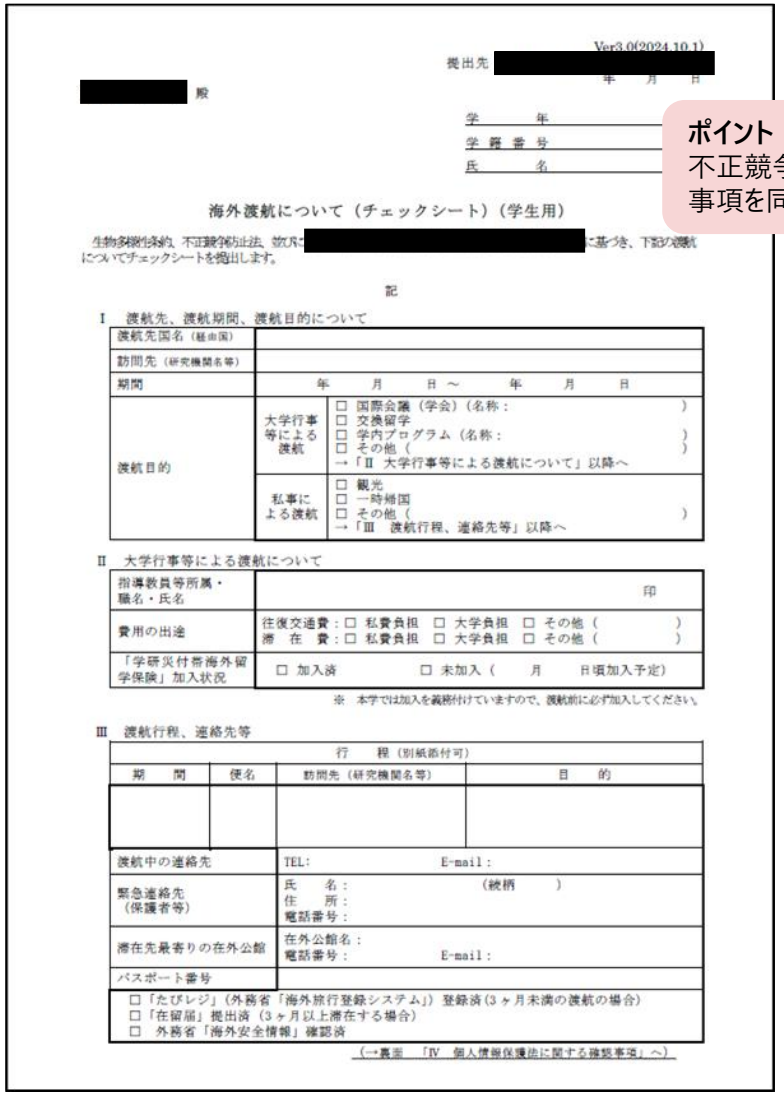

Ver3.0(2024.10.1)

提出先 [redacted]

年　月　日

[redacted] 殿

学　　年
学 籍 番 号
氏　　名

海外渡航について（チェックシート）（学生用）

生物多様性条約、不正競争防止法、放射[redacted]に基づき、下記の渡航についてチェックシートを提出します。

記

Ⅰ　渡航先、渡航期間、渡航目的について

渡航先国名（経由国）		
訪問先（研究機関名等）		
期間	年　月　日 ～　年　月　日	
渡航目的	大学行事等による渡航	□ 国際会議（学会）（名称：　　） □ 交換留学 □ 学内プログラム（名称：　　） □ その他（　　） →「Ⅱ 大学行事等による渡航について」以降へ
	私事による渡航	□ 観光 □ 一時帰国 □ その他（　　） →「Ⅲ 渡航行程、連絡先等」以降へ

Ⅱ　大学行事等による渡航について

指導教員等所属・職名・氏名	印
費用の出途	往復交通費：□ 私費負担　□ 大学負担　□ その他（　　） 滞　在　費：□ 私費負担　□ 大学負担　□ その他（　　）
「学研災付帯海外留学保険」加入状況	□ 加入済　　□ 未加入（　月　日頃加入予定）

※　本学では加入を義務付けていますので、渡航前に必ず加入してください。

Ⅲ　渡航行程、連絡先等

行　程（別紙添付可）			
期　間	便名	訪問先（研究機関名等）	目　的

渡航中の連絡先	TEL:　　E-mail:
緊急連絡先（保護者等）	氏　名：　　（続柄　　） 住　所： 電話番号：
滞在先最寄りの在外公館	在外公館名： 電話番号：　　E-mail:
パスポート番号	

□「たびレジ」（外務省「海外旅行登録システム」）登録済（３ヶ月未満の渡航の場合）
□「在留届」提出済（３ヶ月以上滞在する場合）
□　外務省「海外安全情報」確認済

（→裏面　「Ⅳ　個人情報保護法に関する確認事項」へ）

ポイント：生物多様性条約や不正競争防止法に関わる確認事項を同時に確認

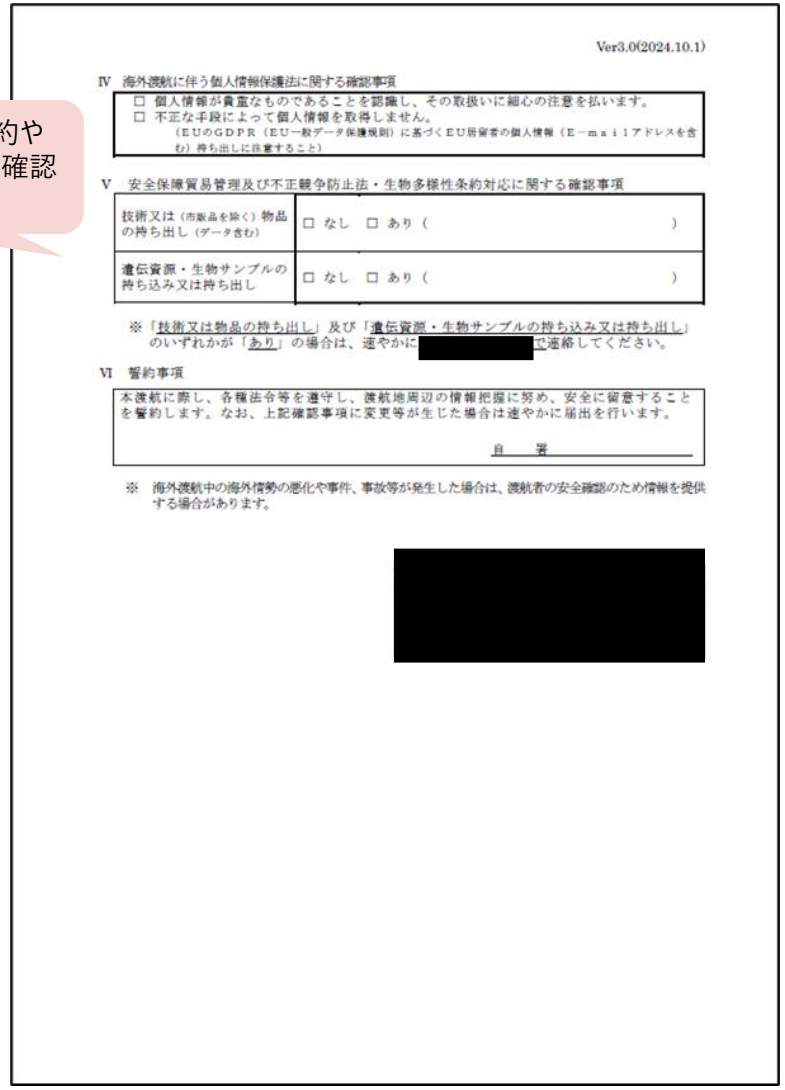

Ver3.0(2024.10.1)

Ⅳ　海外渡航に伴う個人情報保護法に関する確認事項

□　個人情報が貴重なものであることを認識し、その取扱いに細心の注意を払います。
□　不正な手段によって個人情報を取得しません。
（EUのGDPR（EU一般データ保護規則）に基づくEU居留者の個人情報（E－mailアドレスを含む）持ち出しに注意すること）

Ⅴ　安全保障貿易管理及び不正競争防止法・生物多様性条約対応に関する確認事項

技術又は（市販品を除く）物品の持ち出し（データ含む）	□ なし　□ あり（　　）
遺伝資源・生物サンプルの持ち込み又は持ち出し	□ なし　□ あり（　　）

※「技術又は物品の持ち出し」及び「遺伝資源・生物サンプルの持ち込み又は持ち出し」のいずれかが「あり」の場合は、速やかに[redacted]で連絡してください。

Ⅵ　誓約事項

本渡航に際し、各種法令等を遵守し、渡航地周辺の情報把握に努め、安全に留意することを誓約します。なお、上記確認事項に変更等が生じた場合は速やかに届出を行います。

自　署

※　海外渡航中の海外情勢の悪化や事件、事故等が発生した場合は、渡航者の安全確認のため情報を提供する場合があります。

[redacted]

事例２　B大学

参考資料

参考資料７　外国人研究者又は留学生等受入届

Ver4.1(2024.5.1)
様式２

[redacted] 殿　　提出先 [redacted]

外国人研究者又は留学生等受入届

生物多様性条約、不正競争防止法及び[redacted]に基づき、下記の外国人研究者又は留学生等の受入について、本様式を提出します。

届　　出　　日：２０　　年　　月　　日
受入講座等の長の所属・職名：
氏名・内線番号（ＰＨＳ）：

研究テーマ	
所属機関のある国名	
所属機関の名称	
研究者等又は留学生氏名	
予定受入期間	２０　　年　　月　　日　～　２０　　年　　月　　日

1.　生物多様性条約に関わる確認事項

【１】受け入れる外国人研究者又は留学生等（以下、「外国人研究者等」）は生物サンプル又は遺伝資源を持ち込む予定がありますか？	□ はい □ いいえ	「はい」⇒別途手続きが必要です[redacted]に連絡してください。また、本様式提出後生物サンプル又は遺伝資源の持ち込みを行うことになった場合は、相手国に対して事前手続きが必要な場合がありますので、すみやかに[redacted]に連絡してください。 「いいえ」⇒「2.不正競争防止法及び安全保障貿易管理に関わる確認項」へ。

2.　不正競争防止法及び安全保障貿易管理に関わる確認事項

【１】外国人研究者等の研究テーマ等に関する技術や物品（市販品を除く）は、第三者から提供されたもの又は第三者と共有するものですか？	□ はい □ いいえ	「はい」⇒下記に詳細を記入してください。
【２】外国人研究者等の研究テーマ等に関する技術や物品（市販品を除く）は、他大学・企業等から本学に持ち込んだものですか？	□ はい □ いいえ	「はい」⇒下記に詳細を記入してください。 「3.安全保障貿易管理に関わる確認事項」へ。

3.　安全保障貿易管理に関わる確認事項

【１】外国人研究者等は来日後（＊１）６ヶ月以上経過していますか？	□ はい □ いいえ	「はい」⇒回答はここまでです。**本様式を提出してください。** 「いいえ」⇒【２】へ。
【２】外国人研究者等は、本学又は日本国内企業・団体等と雇用関係にありますか？	□ はい □ いいえ	「はい」⇒回答はここまでです。**本様式と日本国内企業・団体等との雇用関係を確認することができる書類を提出してください。** 「いいえ」⇒【３】へ。
【３】外国人研究者等の研究テーマ等に関する技術や物品は、全て公知のもの（学会発表、論文、教科書、特許出願、カタログ、ＷＥＢ等で既に公開又は販売されているもの）ですか？	□ はい □ いいえ	「はい」⇒回答はここまでです。**本様式を提出してください。** 「いいえ」⇒裏面【４】へ。

（裏面へ）

ポイント：生物多様性条約や不正競争防止法に関わる確認事項を同時に確認

Ver4.1(2024.5.1)
様式２

【４】外国人研究者等の研究テーマ等に関する技術が「外為令別表」第１項～第１５項（＊２）のいずれかに該当しますか？物品が「輸出令別表第１」第１項～第１５項（＊２）のいずれかに該当しますか？	□ はい □ いいえ	「はい」⇒回答はここまでです。**本様式と「様式５該非判定書」及び「様式６取引審査票」の３種類を提出してください。**（経済産業省への取引許可申請を要する場合があります。） 「いいえ」⇒【５】へ。
【５】外国人研究者等の研究テーマ等に関する技術が「外為令別表」第１６項（＊３）のいずれかに該当しますか？物品が「輸出令別表第１」第１６項（＊３）のいずれかに該当しますか？	□ はい □ いいえ	「はい」⇒【６】へ。 「いいえ」⇒回答はここまでです。**本様式を提出してください。**
【６】外国人研究者等が所属していた（している）組織は、「輸出令別表第３」の地域（＊４）ですか？	□ はい □ いいえ	「はい」⇒回答はここまでです。**本様式を提出してください。** 「いいえ」⇒【７】へ。
【７】外国人研究者等は、外国ユーザーリスト（＊４）に掲載されている組織に所属していましたか（いますか）？	□ はい □ いいえ	「はい」⇒回答はここまでです。**本様式と「様式５該非判定書」及び「様式６取引審査票」の３種類を提出してください。**（経済産業省への取引許可申請を要する場合があります。） 「いいえ」⇒【８】へ。
【８】技術や物品は大量破壊兵器等の開発等若しくはおそれ省令別表に掲げる行為（＊５）（＊６）に用いられますか？又は所属していた（している）組織は「輸出令別表第３の２」の地域（＊４）であって、通常兵器の開発、製造又は使用のために用いられますか？	□ はい □ いいえ	「はい」⇒回答はここまでです。**本様式と「様式５該非判定書」及び「様式６取引審査票」の３種類を提出してください。**（経済産業省への取引許可申請を要する場合があります。） 「いいえ」⇒【９】へ。
【９】外国人研究者等は、「輸出令別表第４」の地域（＊４）にある機関等に所属していましたか（いますか）？	□ はい □ いいえ	**本様式と「様式５該非判定書」及び「様式６取引審査票」の３種類を提出してください。**（経済産業省への取引許可申請を要する場合があります。）

※受け入れる外国人研究者及び留学生等の経歴については、空白期間がないように本人からの申告が必要です。
※上記確認事項に変更が生じた場合は[redacted]に連絡してください。

＊１　最後に日本に入国した日から起算してください。
＊２　「外為令別表」第１項～第１５項、「輸出令別表第１」第１項～第１５項について
　　http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html
＊３　「外為令別表」第１６項、「輸出令別表第１」第１６項について　１６．補完品目
　　http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/shyourei-matrix/ekimu-matrix/ekimu-matrixfile16.htm
＊４　[redacted]
＊５　大量破壊兵器等の開発等若しくはおそれ省令　別表に掲げる行為
　　経済産業省安全保障貿易管理　安全保障貿易の概要>キャッチオール規制　申段の手順、フロー などについて
　　（※４）開発等：開発、製造、使用又は貯蔵　（※５）おそれ省令　別表に掲げる行為
　　http://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo03.html
＊６　経済産業省　補完的輸出規制（キャッチオール規制等）輸出許可申請に係る手続きフロー図
　　http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/catch-all/frouzu.pdf

本様式を[redacted]にメールで提出してください。

[redacted]

上記のチェックシートを確認し、以下の通り判定します。 □　受入可　　□　「様式５該非判定書」及び「様式６取引審査票」の起票を要する。 コメント：

参考資料

参考資料８　外国人研究者又は留学生等受入終了届

Ver2.2 (2023.3.1)
様式４－１

[redacted] 殿　　提出先[redacted]

外国人研究者又は留学生等受入終了届

外国人研究者等又は留学生の受入期間が終了するため、生物多様性条約、不正競争防止法及び[redacted]に基づき、本様式を提出します。

届　　出　　日：２０　　年　　月　　日
受入講座等の長の所属・職名：
氏名・内線番号（ＰＨＳ）：

研究テーマ	
研究者又は留学生氏名	
受入期間	２０　　年　　月　　日 ～ ２０　　年　　月　　日

1. 進路状況についての確認事項

進路内容	□ 就学　□ 帰国　□ 就職 □ その他（　　）
進路先の名称	
進路先所在国名	

※　**進路先が国内の企業又は組織等である場合は、以下の確認は必要ありません。**

【１】進路先の企業又は組織等は、「輸出令別表第３」の地域（＊３）にありますか？	□ はい □ いいえ	「はい」⇒**裏面「2.出国時の物品の持ち出し及び出国後の技術の提供に関する確認事項」**へ。 「いいえ」⇒【２】へ。
【２】進路先の企業又は組織等は、外国ユーザーリスト（＊３）に掲載されていますか？	□ はい □ いいえ	「はい」⇒回答はここまでです。[redacted]**に連絡してください。**（経済産業省への取引許可申請を要する場合があります） 「いいえ」⇒【３】へ。
【３】進路先の企業又は組織等は、「輸出令別表第３の２」の地域（＊３）にあり、通常兵器の開発、製造又は使用のために用いられますか？又は技術や物品は大量破壊兵器等の開発等若しくはおそれ省令別表に掲げる行為（＊４）（＊５）に用いられますか？	□ はい □ いいえ	「はい」⇒回答はここまでです。[redacted]**に連絡してください。**（経済産業省への取引許可申請を要する場合があります） 「いいえ」⇒【４】へ。
【４】進路先の企業又は組織等は「輸出令別表第４」の地域（＊３）にありますか？	□ はい □ いいえ	「はい」⇒回答はここまでです。[redacted]**に連絡してください。**（経済産業省への取引許可申請を要する場合があります） 「いいえ」⇒**裏面「2.出国時の物品の持ち出し及び出国後の技術の提供に関する確認事項」**へ。

（裏面へ）

Ver2.2 (2023.3.1)
様式４－１

2. 出国時の物品の持ち出し及び出国後の技術の提供に関する確認事項

【１】出国時に遺伝資源又は生物サンプルを持ち出す予定はありますか？		□ いいえ　□ はい（　　）
【２】出国時に（市販品を除く）物品の持ち出し及び出国後技術（研究テーマを除く）提供を行う予定はありますか？		□ いいえ　□ はい（　　）
【３】研究テーマ等に関する技術や持ち出す物品は、全て公知のもの（学会発表、論文、教科書、特許明細、カタログ、ＷＥＢ等で既に公開又は販売されているもの）ですか？	□ はい □ いいえ	「はい」⇒回答はここまでです。**本様式を提出してください。** 「いいえ」⇒【４】へ。
【４】研究テーマ等に関する技術が「外為令別表」第１項～第１５項（＊１）のいずれかに該当しますか？持ち出す物品が「輸出令別表第１」第１項～第１５項（＊１）のいずれかに該当しますか？	□ はい □ いいえ	「はい」⇒回答はここまでです。[redacted]**連絡してください。**（経済産業省への取引許可申請を要する場合があります） 「いいえ」⇒【５】へ。
【５】研究テーマ等に関する技術が「外為令別表」第１６項（＊２）のいずれかに該当しますか？持ち出す物品が「輸出令別表第１」第１６項（＊２）のいずれかに該当しますか？	□ はい □ いいえ	「はい」でかつ進路先の企業又は組織等が「輸出令別表第３」（＊３）の地域以外にある場合 ⇒[redacted]**に連絡してください。**（経済産業省への取引許可申請を要する場合があります） 「いいえ」又は「はい」でかつ進路先の企業又は組織等が「輸出令別表第３」（＊３）の地域にある場合 ⇒**本様式を提出してください。**

＊１　「外為令別表」第１項～第１５項、「輸出令別表第１」第１項～第１５項について
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html
＊２　「外為令別表」第１６項、「輸出令別表第１」第１６項について　１６．補完品目
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/shyourei-matrix/ekimu-matrix/ekimu-matrixfile16.htm
＊３　[redacted]
＊４　大量破壊兵器等の開発等若しくはおそれ省令　別表に掲げる行為
経済産業省安全保障貿易管理　安全保障貿易の概要＞キャッチオール規制　小段の手順、フロー などについて
（※４）開発等：開発、製造、使用又は貯蔵　（※５）おそれ省令　別表に掲げる行為
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo03.html
＊５　経済産業省　補完的輸出規制（キャッチオール規制等）輸出許可申請に係る手続きフロー図
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/catch-all/frouzu.pdf

本様式を[redacted]に提出してください。
[redacted]

[redacted]

参考資料

参考資料９　外国人研究者又は留学生等受入変更届

Ver2.2(2023.3.1)
様式４－２

[redacted] 殿　　[redacted]

外国人研究者又は留学生等受入変更届
（受入身分の変更／予定受入期間の変更／研究テーマの変更等）

外国人研究者等又は留学生に変更が生じましたので、生物多様性条約、不正競争防止法及び[redacted]に基づき、本様式を提出します。

届　　出　　日：２０　　年　　月　　日
受入講座等の長の所属・職名：
氏名・内線番号（ＰＨＳ）：

研究テーマ※1	
研究者又は留学生氏名	

※１　提出日現在の研究テーマを記入してください。

1. 変更内容についての確認事項

変更内容	□ 受入身分の変更（　　→　　） →本様式を提出してください。
	□ 予定受入期間の変更（２０　年　月　日 ～ ２０　年　月　日）（変更前） （２０　年　月　日 ～ ２０　年　月　日）（変更後） →本様式を提出してください。
	□ 研究テーマの変更 （　　）（変更前） （　　）（変更後） →「２．不正競争防止法及び安全保障貿易管理に関わる確認事項」へ。
	□ その他（　　） →「２．不正競争防止法及び安全保障貿易管理に関わる確認事項」へ。

※　「受入身分の変更」又は「予定受入期間の変更」の場合は、以下の確認は必要ありません。

2. 不正競争防止法及び安全保障貿易管理に関わる確認事項

【１】提供する研究テーマ等に関わる技術は、第三者から提供されたもの又は第三者と共有するものですか？	□ はい □ いいえ	「はい」の場合⇒下記に詳細を記入してください。
【２】提供する研究テーマ等に関わる技術は外国人研究者等又は留学生が他大学・企業等から転入時に持ち込んだものですか？	□ はい □ いいえ	「はい」の場合⇒下記に詳細を記入してください。
		裏面「３．安全保障貿易管理に関わる確認事項」へ。

（裏面へ）

ポイント：
受入者の身分・受入機関・研究テーマに変更があった際にも、改めて変更届を提出してもらっている

3. 安全保障貿易管理に関わる確認事項

【１】研究テーマ等に関する技術は、全て公知のもの（学会発表、論文、教科書、特許出願、カタログ、WEB等で既に公開または販売されているもの）ですか？	□ はい □ いいえ	「はい」⇒回答はここまでです。**本様式を提出してください。** 「いいえ」⇒【２】へ。
【２】研究テーマ等に関する技術が「外為令別表」第１項～第１５項（＊１）のいずれかに該当しますか？	□ はい □ いいえ	「はい」⇒回答はここまでです。[redacted]**に連絡してください。**（経済産業省への取引許可申請を要する場合があります。） 「いいえ」⇒【３】へ。
【３】技術や物品は大量破壊兵器等の開発等若しくはおそれ省令別表に掲げる行為（＊４）に用いられますか？	□ はい □ いいえ	「はい」⇒回答はここまでです。**本様式と「様式５該非判定書」及び「様式６取引審査票」の３種類を提出してください。**（経済産業省への取引許可申請を要する場合があります。） 「いいえ」⇒【４】へ。
【４】研究テーマ等に関する技術が「外為令別表」第１６項（＊２）のいずれかに該当しますか？	□ はい □ いいえ	「はい」でかつ「輸出令別表第３」の地域（＊３）以外に居住したことがある場合 ⇒[redacted]**に連絡してください。**（経済産業省への取引許可申請を要する場合があります。） 「いいえ」又は「はい」でかつ「輸出令別表第３」の地域（＊３）にのみ居住したことがある場合 ⇒**本様式を提出してください。**

＊１　「外為令別表」第１項～第１５項、「輸出令別表第１」第１項～第１５項について
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html

＊２　「外為令別表」第１６項、「輸出令別表第１」第１６項について　１６．補完品目
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/shyouryi-matrix/ekimu-matrix/ekimu-matrixfile16.htm

＊３　[redacted]

＊４　大量破壊兵器等の開発等若しくはおそれ省令　別表に掲げる行為
経済産業省安全保障貿易管理　安全保障貿易の概要＞キャッチオール規制　中段の手順、フローなどについて
（※４）開発等：開発、製造、使用または貯蔵　（※５）おそれ省令　別表に掲げる行為
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo03.html

本様式を[redacted]に提出してください。
[redacted]

[redacted]

参考資料

参考資料10　輸出管理担当部署の所掌

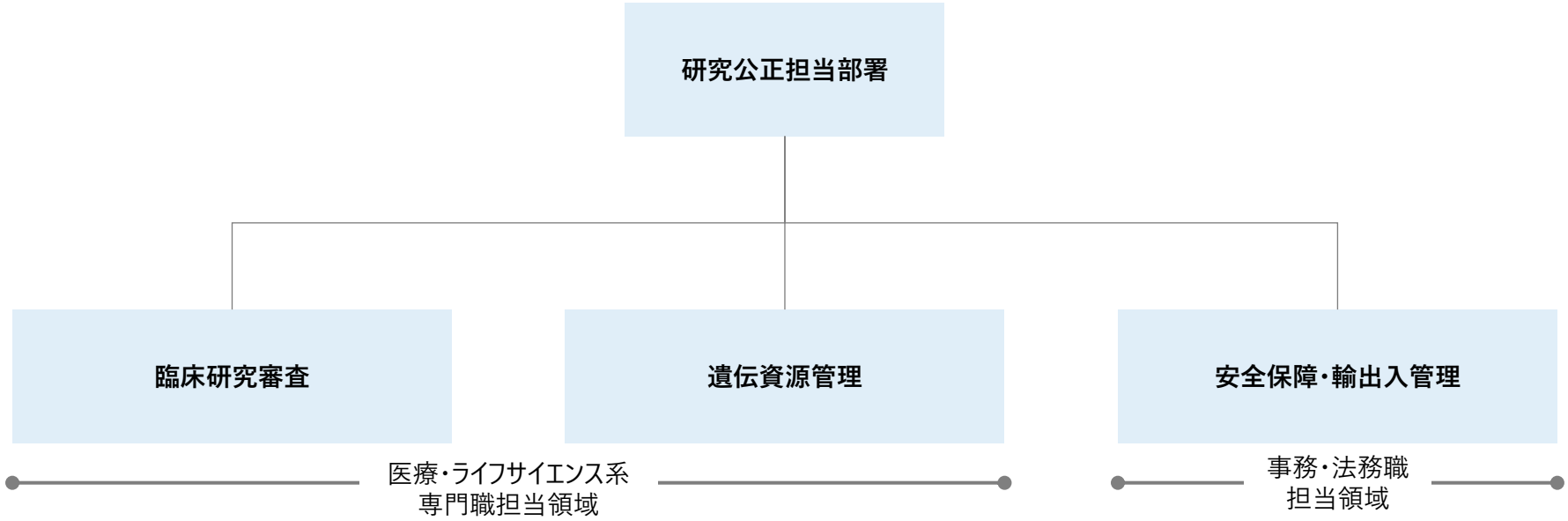

- 臨床研究審査、臨床補償判定等を主業務とする
- 構成員は、部署の長及び研究推進担当部署職員の計3名

- 生物多様性条約等に係るリスクマネジメントを実施する
- 構成員は、部署の長及び遺伝資源管理アドバイザーの計4名

- 安全保障貿易管理及び生物多様性条約への対応を合わせて「安全保障・輸出入管理」として業務を行う
- 構成員は、法律等の専門家、海外研究機関等の事情に明るい実務経験者を含む、安全保障貿易管理アドバイザー、法学博士・法務アドバイザー、国際ビジネスアドバイザー、弁理士・知財アドバイザー、輸出入管理担当職員、部署の長の6名

事例２　B大学

参考資料

参考資料11　現在のリスクマネジメント体制と今後の想定

現在：報告委員会が4委員会に上り、一元的な対応が困難

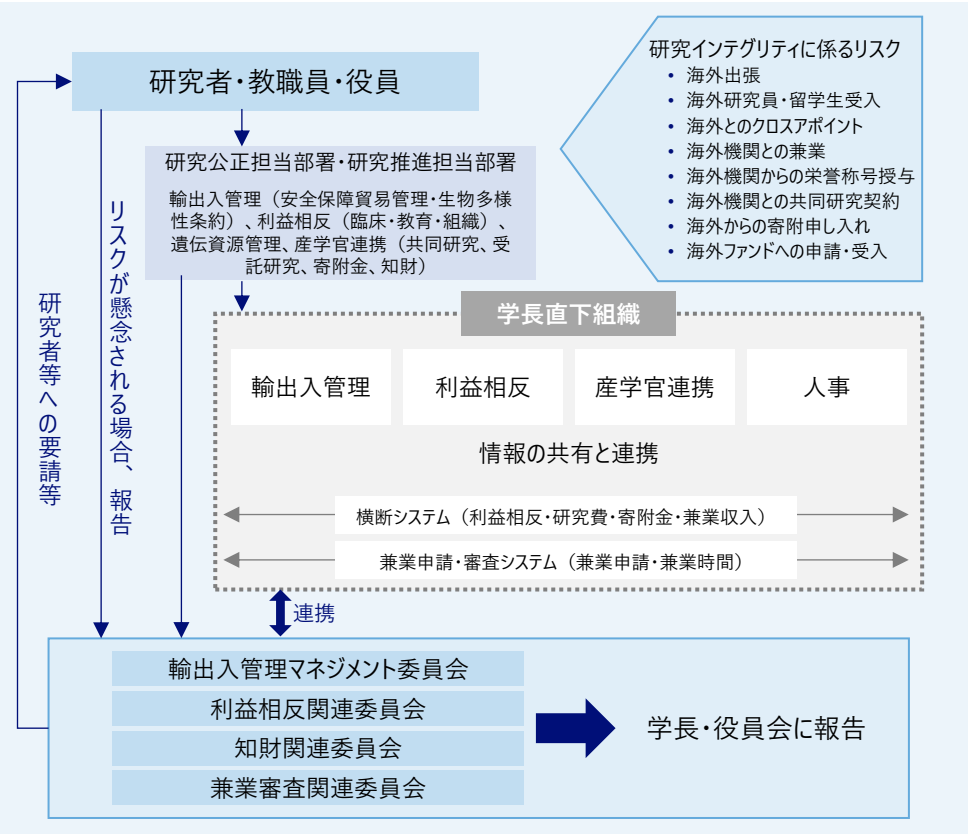

今後の想定：研究インテグリティ関連委員会を設置し、情報を横断的に管理

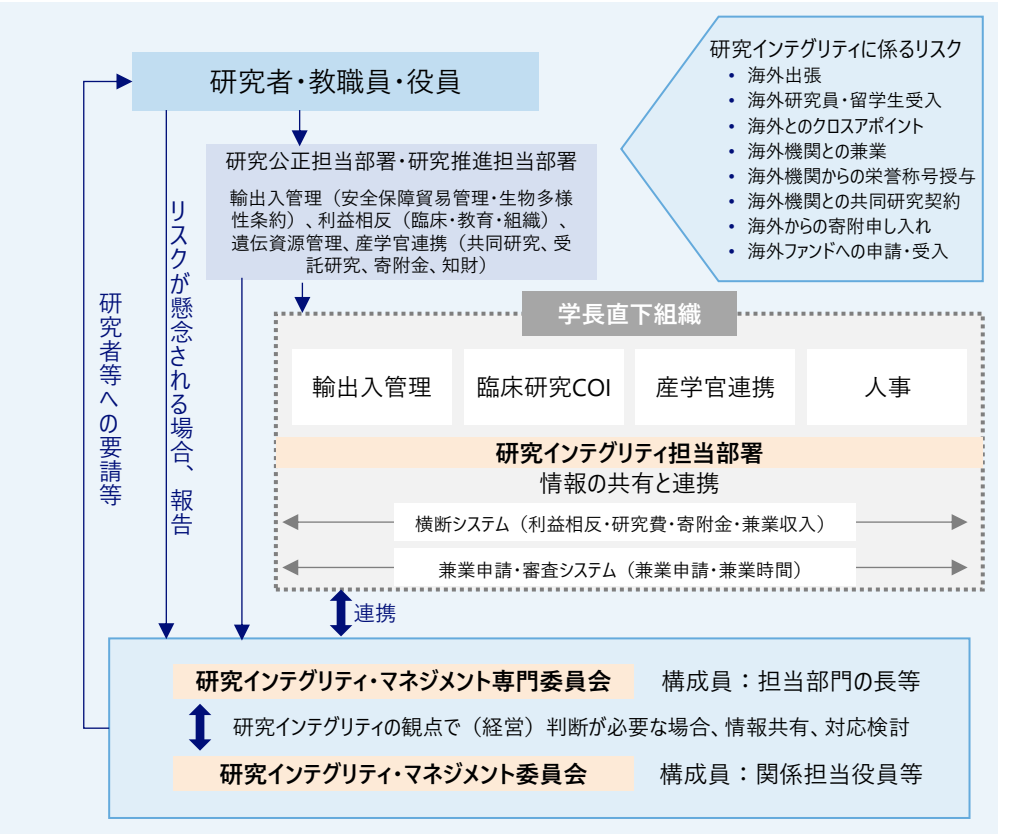

ポイント：
輸出入管理、臨床研究COI、産学官連携、人事を横断的に管理できるようにシステムを整備しつつ、医学系の専門職と法律系の専門職を配置することで医学分野に高度な知見を持つアカデミア法務部門の確立を目指す

事例３　C大学

事例３　C大学

基本情報

■ 大学基本情報

教員数・学生数	教員数　約1,400名 学生数　約22,500名
規模	■総合大学（学部数8以上） □中規模大学（学部数5～7） □単科大学（医学部、看護学部）
区分	□国公立 ■私立
附属病院・研究施設	■有 □無

■ 管理体制

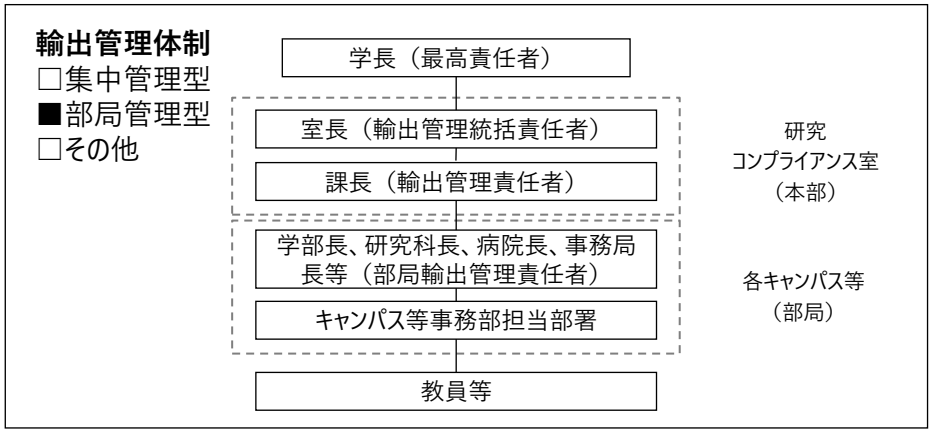

■ 管理体制・方法の概要・特徴

管理体制（詳細は参考資料）

- 研究コンプライアンス室が本学の輸出管理業務を担当している。

輸出管理手続

- 海外出張の際には、輸出管理チェックシートを作成し、出張申請の電子申請システムに必須で添付することを求めている。チェックシートの中で、貨物の輸出、公知でない技術の提供の有無を確認している。
- その他、貨物の輸出や技術の提供が発生していると個別に申告があった場合は、事前確認シート（経済産業省ガイダンスをもとに作成したもの）を作成してもらう。
- 相手方の情報や提供する技術に懸念がある場合は、審査表を作成し該非判定を実施している。
- 基本的に部局での確認をもって手続きは完了するが、各部局における審査が困難な事案は本部の研究コンプライアンス室に提出され、同室で確認を行う。

事例３　C大学

医歯薬系大学特有の取組

	実施事項	背景	工夫点
管理体制における工夫	**全教員の特定類型該当性の確認を行う**（※初期研修医、非常勤医師、看護師等職員を除く）	• 令和４年５月より、**特定類型に該当する居住者への技術の提供**については、みなし輸出管理の対象となった	• **教員の入職時及び在籍中に、該当した場合に誓約（申告）書を提出してもらう** • 短期の研修者は受入れの際に確認を取るが、留学生の受入れやそれに準ずる判断基準で確認している
	医学部附属病院における通関書類の保管状況を確認することを検討中である	• 法令遵守に加えて税関の事後調査への対応の観点からも**通関書類を適切に保管する必要がある**	
運用における工夫	大学独自のWEB研修の受講を教員に課し、**各学部の受講状況を可視化**することで、意識啓発に繋げている	• 教員は、研究の国際化や社会的責任の高まりを背景に、**安全保障輸出管理、研究倫理、利益相反、研究不正防止、知的財産について理解を深める必要**がある	• 助手、助教以上の**全教員を対象**としている • 学内委員会にて**各学部の受講状況を一覧化した資料を配布し、未受講者への働きかけを行っている**
	医学部との共同研究の際には、非医学系の教員も、要望に応じて**医学部向けeAPRINを受講できるようにしている** ※eAPRINとは、eラーニングプログラムによる研究者行動規範教育を提供している登録制サービス	• 本大学には、**医学部と理工学部が共同研究**を行う「医工連携」の取り組みがある • **科学研究費の申請において、研究倫理教育の受講が要件として求められることが増えてきた**	• 各教員の研究分野に関連するeAPRINの受講は、助手・助教以上の**全教員を対象**としている • 受講頻度は、当初は入職時の1回のみとしていたが、今後は5年に1度の受講へ増やす予定

事例３　C大学

参考資料

参考資料　管理体制と各役割

事例４　D大学

事例４　D大学

基本情報

■ 大学基本情報

教員数・学生数	教員数　約1,200名 学生数　約9,100名
規模	■総合大学（学部数8以上） □中規模大学（学部数5～7） □単科大学（医学部、看護学部）
区分	■国公立 □私立
附属病院・研究施設	■有 □無

■ 管理体制

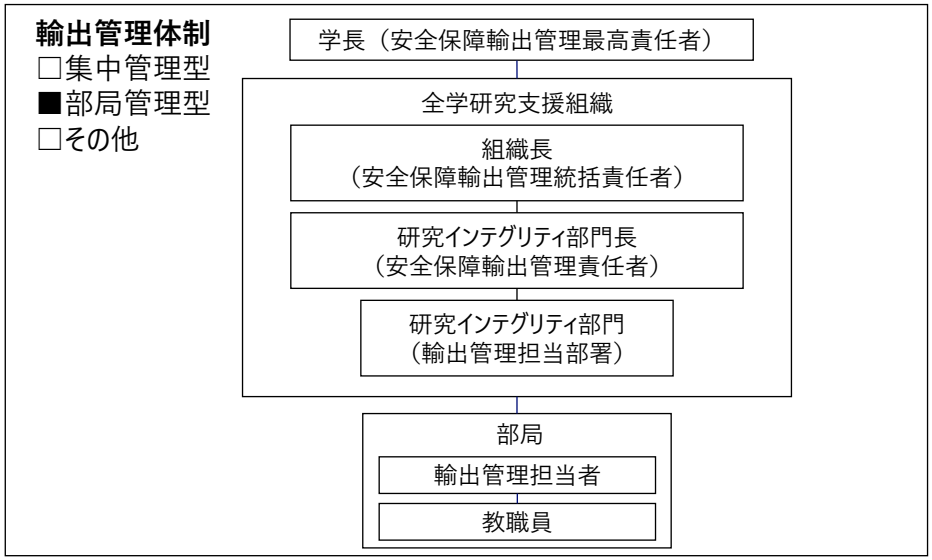

■ 管理体制・方法の概要・特徴

管理体制

- 学部、附属病院、研究センターにそれぞれ担当者が置かれ、各部局担当者の事前確認を経て、必要に応じて一次取引審査を行う部局管理型を採用。

輸出管理手続（詳細は参考資料）

- 貨物の輸出、技術の提供、留学生を含む人の受入れ等いずれの場合においても、まずは各部局の担当者が事前確認票の確認と一次取引審査を実施。
- 懸念がある一次取引審査票の確認を行った部局担当は、輸出管理担当部署に審査結果を報告する。輸出管理担当部署は安全保障輸出管理責任者の指揮の下、二次審査を実施。
- 二次審査を経ても懸念が残る場合は、安全保障輸出管理統括責任者等による協議（最終審査）を行い、必要に応じて安全保障輸出管理最高責任者（学長）の許可を得た上で、経済産業省への確認や許可申請手続を行う。
- 各部局で行った事前確認の結果は、月末にとりまとめて輸出管理担当部署に送付され、判断に問題がなかったか全ての事例を事後的にダブルチェックしている。

特徴的な取組等

- 機微度の高い研究を行っている学部や、海外への貨物の輸出入や人材の受入れが多い学部には、密に連絡を取り合い、輸出に関する相談や手続きに関する説明や勉強会、意見交換等を行っている。

事例４　D大学

医歯薬系大学特有の取組

	実施事項	背景	工夫点
管理体制における工夫	教員、医師、看護師、事務スタッフ等の**全ての被雇用者**について、**特定類型該当性を確認**している	• 令和４年５月より、**特定類型に該当する居住者への技術の提供**については、みなし輸出管理の対象となった • 本大学は、医学部附属病院を有している	• **採用時に一括で誓約書を提出してもらっている**（経済産業省の文例を使用） • 短期間日本に滞在して自国に戻り、また日本に来日するというケースもあるが、時間が経過すると状況が変化することもあるので、都度誓約書の提出を求めている
	研究インテグリティ・利益相反・研究倫理に関連する部門を包括した組織体制を敷いている	• 医歯薬系は、**経済・安全保障・人命の３つが関係するトリプルユース**となる	• 研究インテグリティ・利益相反・安全保障輸出管理・知的財産・産学連携・学術研究等を支援する部門が一つの全学研究支援組織内にある • また、受託研究・共同研究契約締結を所掌する事務部門がこの組織の事務業務を担当しており、円滑な連携が可能である
運用における工夫	**機微度の高い技術・貨物を取り扱う部署・研究者**には、**重点的で手厚い対応**を行っている	• 海外に拠点を持ち、**貨物の輸出・人材の受入れが多い部署**や、**機微度の高い研究を取り扱う学部**が存在するため、厳格な輸出管理手続が求められる	• 海外からの研究者が視察を希望する場合においても、提供する情報に機微なものがないかを事前に確認している • 特に**重点的な対応が求められる部署、研究者**については、事務担当者が直接訪問するなど、**密に連絡を取り、輸出に関する相談、手続きの説明や勉強会、意見交換**等を行っている
	貨物の輸出を行う必要性について、部局にまずは検討するように伝えている	• **実験機器や試薬を海外に送付し、計測を行うケース**が多い。そのため、資材や消耗品の輸出手続の件数が多く、**確認・審査作業の効率化が求められている**	• ケースバイケースではあるが、部局から相談があった際に、機器の種類や要望をヒアリングしている • 日本で購入して送る必要性のある貨物なのかを確認し、現地調達が可能なものであれば**現地調達の検討をお願いする場合がある**

参考資料

参考資料　**輸出管理手続の流れ**

STEP 1　各教員が部局担当者に対して事前確認シート・一次取引審査票を提出

STEP 2　部局担当者にて事前確認シートの確認・一次取引審査の実施

- 懸念あり一次取引審査票：輸出管理担当部署へ即時二次審査依頼
- 懸念なし事前確認シート：月末に取りまとめて提出
  - 輸出管理担当部署にてダブルチェック（月1回）

STEP 3　安全保障輸出管理責任者の指揮の下、輸出管理担当部署にて二次審査

- 懸念あり：輸出管理統括責任者に報告
- 懸念なし
  - 審査完了

STEP 4　安全保障輸出統括責任者等による協議を実施し最終審査

第３章　該非判定の仮想事例

概要

- 医歯薬系大学等が比較的直面しやすい「リスト規制に該当しうる事案」について、下記の構成に沿って仮想事例集を作成した。
- なお、すでに経済産業省が公表している「大学における該非判定のための手引き書＜仮想事例集＞」と同じ形式で作成したため、別紙としている。
  - URL：https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/gaihihantei_jireishu2.pdf

該非判定の仮想事例の構成

教職員等からの相談内容	教員へのヒアリング結果	キーワード抽出、合体マトリクス検索	判定結果	コメント
• 仮想事例は、教職員からメール等で相談が来た、という想定でスタート • そのメール文を事例集に記載	• 左記のメールでは情報が足りていないため、追加的に教員へヒアリングを実施したと想定 • そのヒアリングで得られた情報をメモとして記載	• 得られた情報に基づき、キーワードを幅広く抽出 • 合体マトリクス上でキーワード検索した結果とあわせて記載	• 検索結果に基づき、該非判定の結果を記載 • 該当/非該当を明確にせず、「該当と考えられる」という判定結果もある	• 判定結果の他に、気を付けるべきこと、留意点、教訓となるようなことをコメントとして記載

参考）経済産業省「大学における該非判定のための手引き書＜本体＞」https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/gaihihantei_hontai.pdf
経済産業省「大学における該非判定のための手引き書＜仮想事例集＞」https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/gaihihantei_jireishu.pdf

掲載した事例の一覧

教職員等からの相談内容	教員へのヒアリング結果	キーワード抽出、合体マトリクス検索	判定結果	コメント
【4-1】プラスミドベクターの輸出 （相談内容） 水疱性口内炎ウイルス（VSV）の配列が組み込まれているプラスミドベクターは海外の共同研究先に輸出可能か。 （ヒアリング内容） ・上記プラスミドベクターは、病原性を発現させないので、過去に安全保障輸出管理上の問題はなかった　等		• プラスミドベクター（プラスミド、ベクター） • 水疱性口内炎ウイルス • （Vesicular stomatitis virus、VSV）	**輸出令3の2項（1）に該当** • 今回、該非判定の対象となっているプラスミドベクターは、遺伝子を改変した生物であり、特定の遺伝要素（染色体、ゲノム、プラスミド、トランスポゾン、ベクター及び復元可能な核酸断片を含む不活性化された組織体を含む。）を含み、『イ　第一号に該当するものの遺伝子又はこれを翻訳した生産物』の塩基配列を有するもの」に該当する。	
【4-2】ポータブル冷凍冷蔵庫 （相談内容） 市販のポータブル冷凍冷蔵庫は輸出管理の対象にならないか。 （ヒアリング内容） 冷凍冷却器の仕様 ・冷却性能：－60度～＋10度 ・標準使用期間は2,500時間を超える		• 冷凍冷蔵庫（冷凍庫、冷蔵庫、冷却器、保冷庫）	**輸出令10項（2）に該当** • 本製品は、宇宙用に設計していない光検出器用の冷却器であって、零下55度より低く冷却することができ、かつ平均故障寿命は2,500時間を超えている。	
【4-3】留学生の受け入れ（感染症に関する研究） （相談内容） 高病原性鳥インフルエンザウイルスの遺伝子解析の研究は何らかの規制の対象となるか。 （ヒアリング内容） 研究指導を通して、以下の技術提供の可能性がある ・H5N1ウイルスのゲノムcDNAクローニングと塩基配列解読 ・遺伝子変異導入による遺伝子改変ウイルスの作出　等		• 高病原性H5N1鳥インフルエンザウイルス（鳥インフルエンザウイルス、H5N1）	**リスト規制「該当」である可能性が高い** • 「H5N1ウイルスのゲノムcDNAクローニングと塩基配列解読」と「遺伝子変異導入による遺伝子改変ウイルスの作出」が「高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5又はH7のＨ抗原を有するものに限る）の設計又は製造に係る技術」の提供に該当し得る。	